

奄美市都市計画 マスタープラン

歴史をつむぎ未来へはばたく
都市と自然が共生するきよらの郷

2018-
2037



平成30年4月
鹿児島県奄美市

奄美市都市計画マスタープラン



平成30年4月
鹿児島県奄美市

目次

序 章 はじめに	- 2 -
1. 都市計画マスタープランとは	- 2 -
2. 計画の位置づけ	- 3 -
3. 計画の構成	- 4 -
4. 策定体制	- 6 -
第1章 都市づくりの課題	- 8 -
1. 上位・関連計画の位置づけ	- 8 -
2. 現況・市民アンケートからみる都市の問題点	- 14 -
3. 都市づくりの課題	- 19 -
第2章 都市づくりの基本構想	- 22 -
1. 都市づくりの理念	- 22 -
2. 都市づくりの目標	- 23 -
3. 将来都市構造	- 26 -
第3章 分野別方針	- 34 -
はじめに	- 34 -
1. 土地利用の方針	- 37 -
2. 市街地整備の方針	- 51 -
3. 道路・交通整備の方針	- 55 -
4. 公園・緑地整備の方針	- 63 -
5. 上・下水道整備の方針	- 67 -
6. 名瀬港湾整備の方針	- 68 -
7. 住まい・住環境整備の方針	- 72 -
8. 景観整備の方針	- 75 -
9. 都市防災の方針	- 80 -
10. 都市の魅力向上	- 83 -
11. 環境保全の方針	- 85 -
12. 都市マネジメントの方針	- 88 -

第4章 地域別構想	- 92 -
1. 地域別構想の概要	- 92 -
2. 地域別構想	- 94 -
2-1. 名瀬中心拠点地域	- 95 -
2-2. 名瀬市街地地域（名瀬都市計画区域）	- 105 -
2-3. 名瀬自然共生地域（都市計画区域外）	- 115 -
2-4. 住用地域	- 123 -
2-5. 笠利地域	- 131 -
第5章 計画の実現に向けて	- 140 -
1. 都市計画マスタープランに基づく取り組みの考え	- 140 -
2. 協働のまちづくりの推進	- 141 -
3. 都市計画マスタープランの推進	- 144 -

序 章	はじめに 1. 都市計画マスタープランとは 2. 計画の位置づけ 3. 計画の構成 4. 策定体制
第1章	都市づくりの課題 1. 上位・関連計画の位置づけ 2. 現況・市民アンケートからみる都市の問題点 3. 都市づくりの課題
第2章	都市づくりの基本構想 1. 都市づくりの理念 2. 都市づくりの目標 3. 将来都市構造
第3章	分野別方針 1. 土地利用の方針 2. 市街地整備の方針 3. 道路・交通整備の方針 4. 公園・緑地整備の方針 5. 上・下水道整備の方針 6. 名瀬港湾整備の方針 7. 住まい・住環境整備の方針 8. 景観整備の方針 9. 都市防災の方針 10. 都市の魅力向上 11. 環境保全の方針 12. 都市マネジメントの方針
第4章	地域別構想 1. 地域別構想の概要 2. 地域別構想 2-1 名瀬中心拠点地域 2-2 名瀬市街地地域 2-3 名瀬自然共生地域 2-4 住用地域 2-5 笠利地域
第5章	計画の実現に向けて 1. 計画に基づく取り組みの考え 2. 協働のまちづくりの推進 3. 都市計画マスタープランの推進

序 章 はじめに

1. 都市計画マスタープランとは

市町村は、都市計画法第18条の2に基づき「市町村の都市計画に関する基本的な方針（以下「都市計画マスタープラン」という。）」を定めるものとされています。

この都市計画マスタープランは、市民に最も身近な基礎自治体である奄美市が、市民の意向を反映させながら、地域特性を踏まえた土地利用のあり方や道路、公園、住環境整備など、都市計画に関する基本的な方針を定めるものです。

市では、平成10年3月に旧名瀬市において策定された「名瀬市都市計画マスタープラン」に基づき土地区画整理事業や都市計画道路の整備に取り組んできましたが、平成29年度で計画期間が終了することから、少子高齢化とライフスタイルの変化と市町村合併による市域の拡大を踏まえ、今後20年間の都市づくりの方針を示す「奄美市都市計画マスタープラン（以下「本計画」という。）」を新たに策定しました。



＜奄美市の農村風景＞



＜奄美市の市街地風景＞



＜奄美市の自然風景(海岸)＞



＜奄美市の自然風景(マングローブ)＞

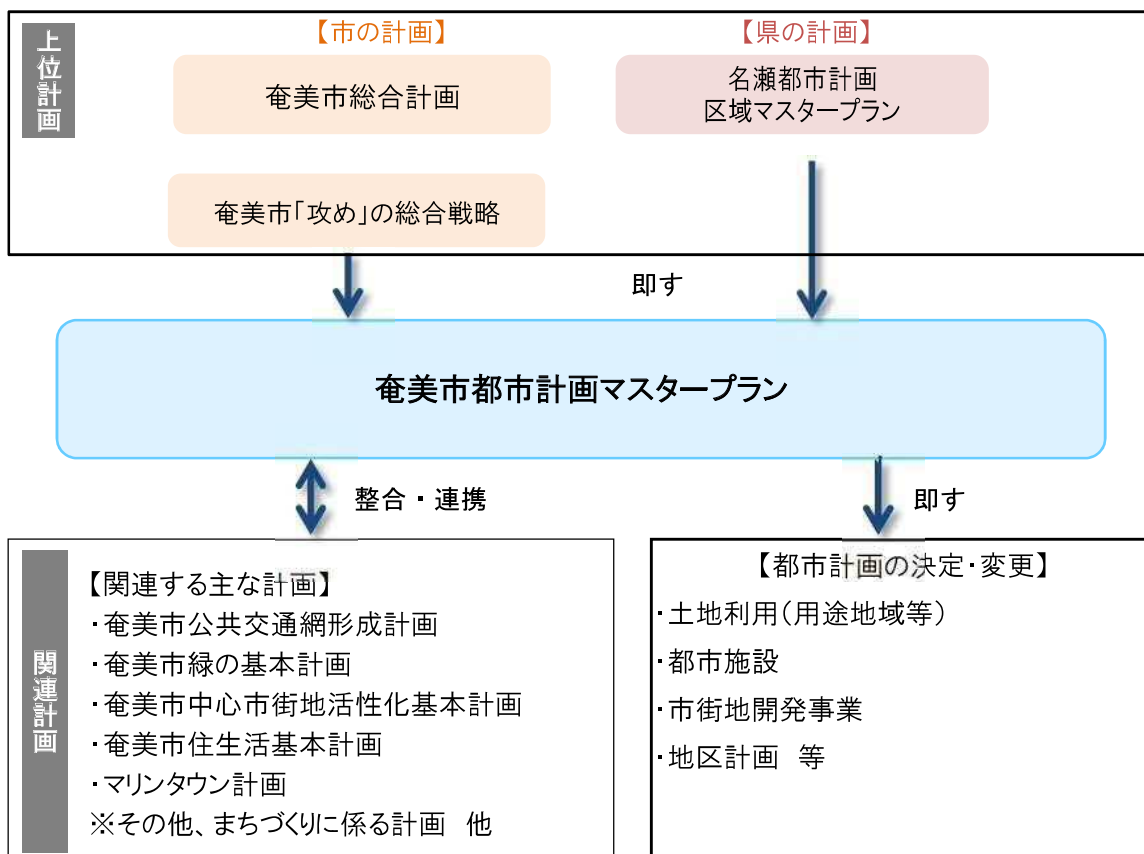
2. 計画の位置づけ

都市計画マスタープランの策定にあたっては、まちづくりのビジョンの統一やまちづくりの一体性の確保を図ることからも、鹿児島県都市計画区域マスタープランや奄美市総合計画などの上位計画に即して定める必要があります。

さらに、都市計画マスタープランが土地利用のコントロール、都市施設の整備をはじめとして各種施策・事業を秩序立てて進めていくための基本方針となることから、関連する個別計画との整合を図ります。特に、都市計画法に定める具体的な計画は、都市計画マスタープランに即したものでなければならないとされているため、本計画は具体的な都市計画の決定・変更を方向づける指針として重要な役割を担います。

また、都市計画マスタープランは市民と市が協働して構築するものであり、一連の取組を通じて市民の都市計画に対する理解・関心を高め、今後のまちづくり活動の方向性を示します。

＜奄美市都市計画マスタープランの位置付け＞



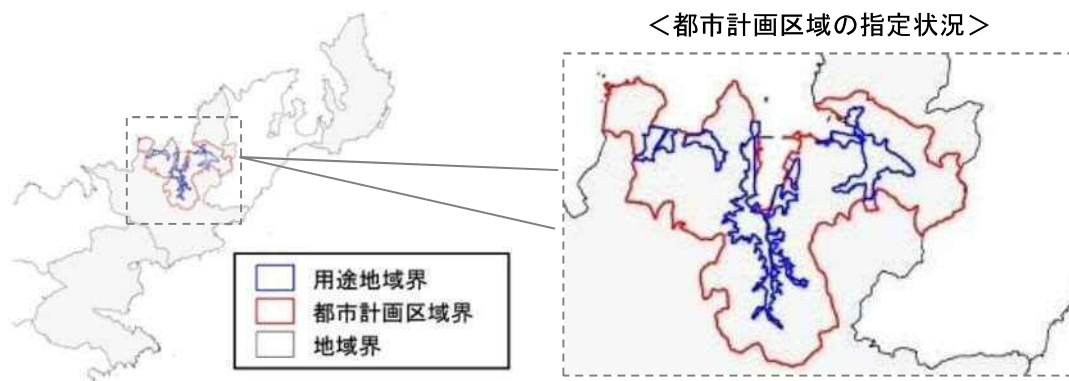
3. 計画の構成

(1) 計画対象区域

都市計画マスタープランは、都市計画区域において定めることが一般的です。しかし、名瀬市、住用村、笠利町の市町村合併により誕生した奄美市では、農村地域と自然地域が大きく拡大するとともに、笠利地域については、龍郷町を隔てた飛び地となっています。こうした状況を踏まえ、奄美市の活力や魅力をより一層高めていくためには、人口減少と高齢化が進む農村地域の生活利便性を確保するとともに、世界自然遺産候補地である自然地域の豊かな資源を保全・活用しつつ産業の振興や定住を促進し、拡大した市域の一体性を強化する必要があります。

あわせて、奄美市の各地域間や近隣町村との広域的な連携を促進し、良好な土地利用の規制・誘導や道路ネットワークの形成を図るなど、奄美大島を俯瞰的に捉えたまちづくりが重要となります。

そこで、本計画では、名瀬市都市計画マスタープランが対象としていた都市計画区域に加え、名瀬、住用、笠利地域が有する農村地域と自然地域を含む奄美市全域を計画対象区域とします。



(2) 目標年次

都市計画マスタープランは、目指すべき都市の将来像を長期的視野から展望した計画が必要となるため、概ね20年後の平成49年（2037年）を目標年次として、都市計画の基本目的や方向性を定めます。

また、社会情勢の変化、総合計画の変更など、本市をとりまく情勢の変化を踏まえて、必要に応じて修正や見直しを行います。

＜奄美市都市計画マスタープランの目標年次と総合計画の関係＞

年度	H29 (2017)	H30 (2018)	H35 (2023)	H40 (2028)	H45 (2033)
奄美市都市計画 マスタープラン					
奄美市総合計画					

第2次奄美市総合計画

（３）計画の構成

本計画の構成は、以下に示す通りです。

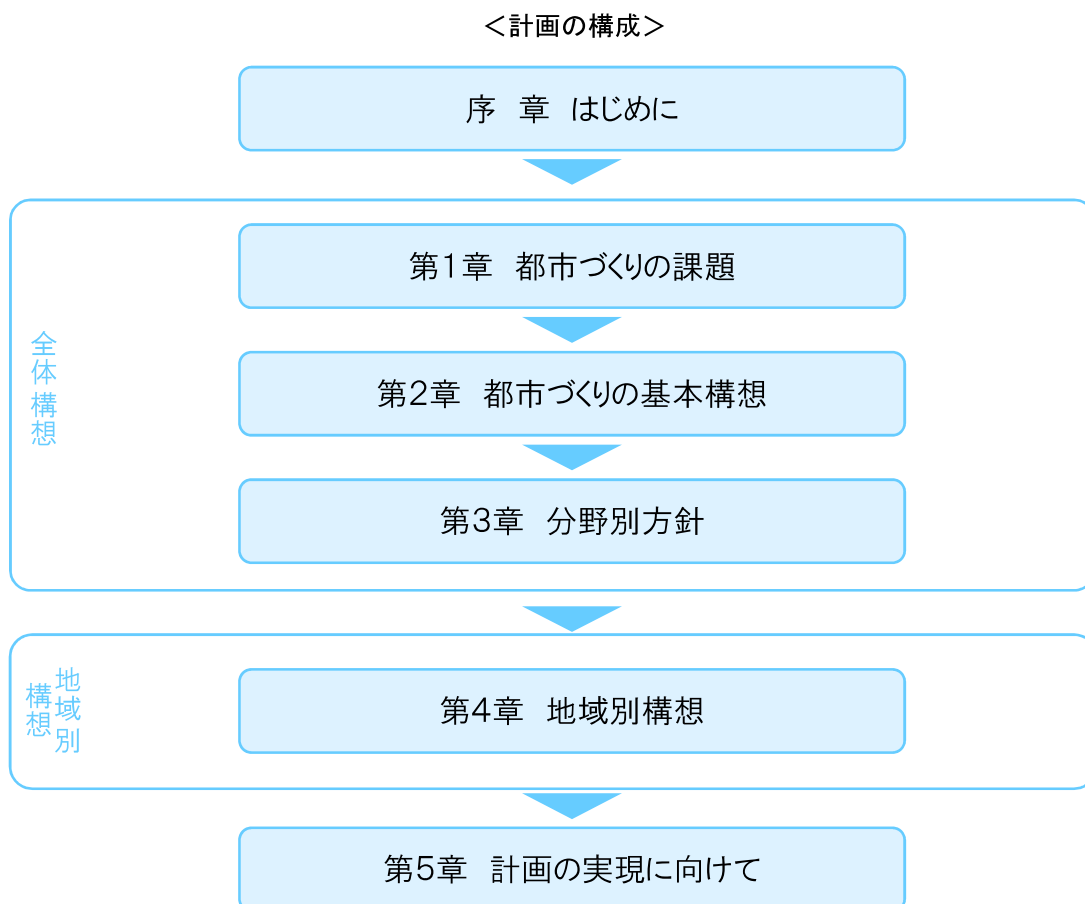
序章（はじめに）では、計画の策定趣旨や構成など、概要について示します。

第１章（都市づくりの課題）で上位・関連計画に基づく本市の都市づくりの方向性や奄美市の現況を整理し、都市づくりを進める上での課題を示します。

第２章（都市づくりの基本構想）では市全体の都市づくりの方針を示すもので、「理念」「目標」「将来都市構造」を位置づけ、第３章（分野別方針）では、「土地利用および各分野別方針」を示します。

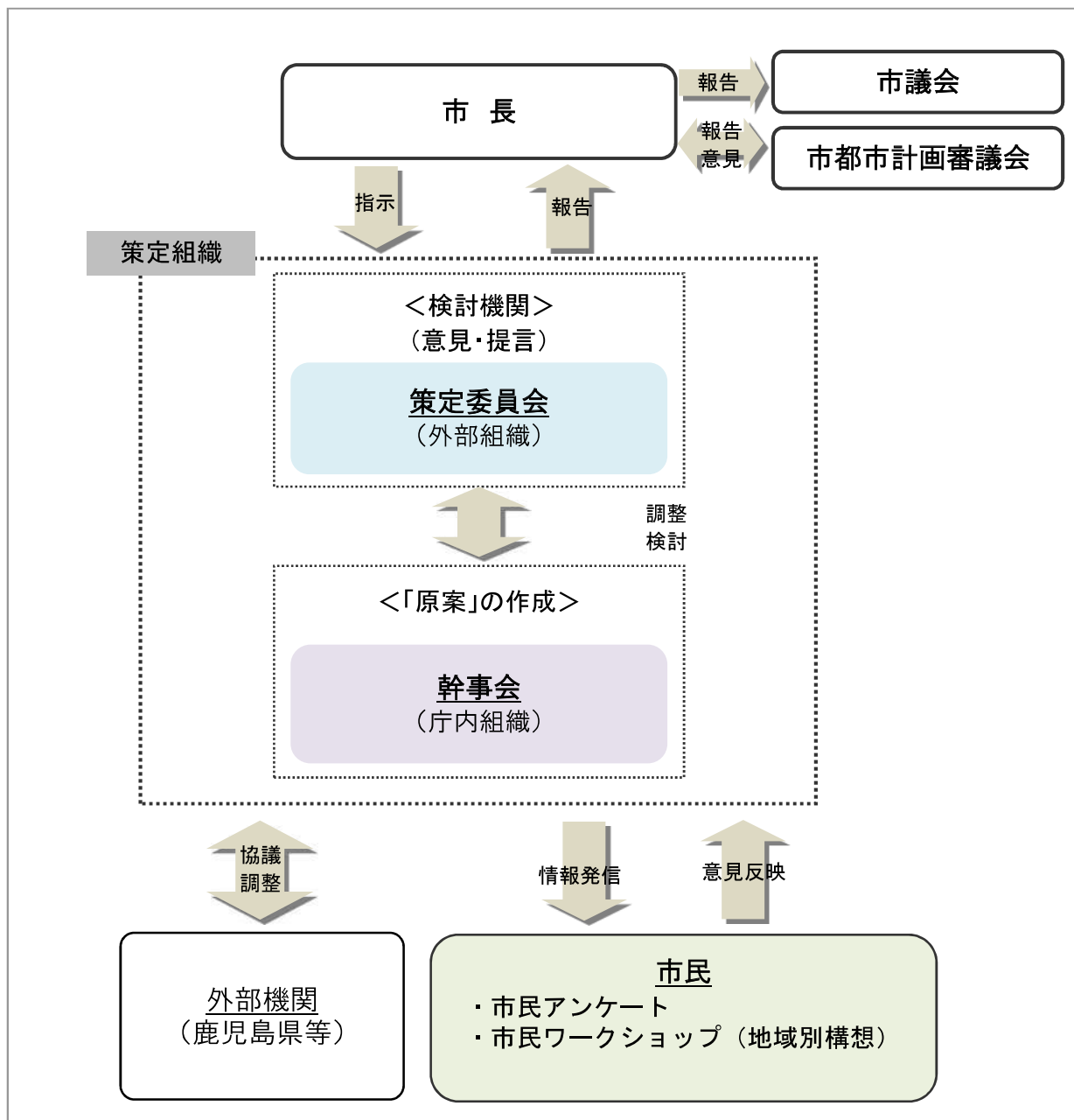
第４章では市全体の都市づくりの方向性を踏まえ、地域の特性・役割に応じた地域別まちづくり構想を示します。

最後に、第５章（計画の実現に向けて）では、全体構想や地域別構想に基づく都市づくりの推進体制など、実現化に向けた基本的な考えについて示します。



4. 策定体制

本計画の策定体制は、以下の通りです。



序 章	はじめに 1. 都市計画マスタープランとは 2. 計画の位置づけ 3. 計画の構成 4. 策定体制
第1章	都市づくりの課題 1. 上位・関連計画の位置づけ 2. 現況・市民アンケートからみる都市の問題点 3. 都市づくりの課題
第2章	都市づくりの基本構想 1. 都市づくりの理念 2. 都市づくりの目標 3. 将来都市構造
第3章	分野別方針 1. 土地利用の方針 2. 市街地整備の方針 3. 道路・交通整備の方針 4. 公園・緑地整備の方針 5. 上・下水道整備の方針 6. 名瀬港湾整備の方針 7. 住まい・住環境整備の方針 8. 景観整備の方針 9. 都市防災の方針 10. 都市の魅力向上 11. 環境保全の方針 12. 都市マネジメントの方針
第4章	地域別構想 1. 地域別構想の概要 2. 地域別構想 2-1 名瀬中心拠点地域 2-2 名瀬市街地地域 2-3 名瀬自然共生地域 2-4 住用地域 2-5 笠利地域
第5章	計画の実現に向けて 1. 計画に基づく取り組みの考え 2. 協働のまちづくりの推進 3. 都市計画マスタープランの推進

第1章 都市づくりの課題

1. 上位・関連計画の位置づけ

(1) 上位計画の位置づけ

① 奄美市総合計画 2011－2020（平成23年3月）

基本理念	・ 地域に誇りを持てるまちづくり ・ 人づくりを中心とするまちづくり ・ また訪れてみたくなるまちづくり ・ 自然と共生するまちづくり
将来都市像	自然・ひと・文化が共につくるきよらの郷 ～太陽の恵みのもとで、ゆったりとくらす人々が、自然の声を伝えていくまち～
施策の大綱	・ 健康で長寿を謳歌するまちづくり ・ 観光立島を目指した多様な産業連携のまちづくり ・ 自然に囲まれた快適な暮らしのまちづくり ・ 地域の中で教え、学ぶ教育・文化のまちづくり ・ 魅力ある地域づくりに向けて

(補足) 奄美市『攻め』の総合戦略（平成27年12月）

基本的な考え方	・ しあわせの島＝一定程度の人口を維持できる島 ・ 市民一人ひとりが「しあわせの島」の担い手 ・ 地域間の連携
『攻め』のポイント	・ 観光で攻める！ ・ 仕事づくりで攻める！ ・ 少子化対策で攻める！
島の目指すべき姿	・ 経済的に自立した島 ・ 子育てに適した島 ・ 皆が知恵を出し実行する島 ・ 豊かな自然と伝統を守る島
施策の方向	・ 中心市街地の活性化 : 中心市街地においては、土地区画整理事業等により、都市基盤整備と商業施設の再編を図るとともに、ハード施策とソフト施策を一体的に推進することで、賑わいのある魅力的なまちづくりを推進する。 ・ 集落の活性化 : 人的支援、金銭的支援、情報発信支援等を総合的に実施することで、高齢者等の知恵と経験、若者の活力を活かした集落の活性化を推進する。

②名瀬都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（平成16年6月25日鹿児島県告示第1315号）

基本理念	「^{しまだ}島建てのまちづくり」 島建て(しまだて):奄美の集落に古くから伝わる村落構造。
基本方針	・『人と人』『人と自然』との共生 ・健やかに、安全で安心して暮らせるまちづくり ・水と緑に包まれ、愛着と誇りを持って暮らせるまちづくり
地域毎の将来像	[中心市街地・マリンタウン地域（名瀬市）] ・当該地区を、本区域の「都市中心核」として位置づけ、都市と港湾の一体化を図り、「みなとまち名瀬」の“顔”の形成を図る。 ・広域的な行政サービス施設と奄美市の観光の拠点的な施設を配置するとともに、都市基盤整備と商業・業務機能の再生を図り、「高次住商複合地区」として奄美群島の「群都」機能の形成を目指す。 [輪内・下方地域（名瀬市）] ・郊外住宅地として位置づけ、都市基盤整備により住環境の向上を図る。
主要な都市計画の決定方針	[土地利用の配置方針] (商業・業務地) ・中心市街地地域において、「群都」にふさわしい業務地の整備を図る。 ・末広・港地区において、公共施設整備との連携を図りながら商業機能の強化を図る。 (工業地) ・小浜工業地区において、生産環境を維持しつつ、進行する商業機能や居住機能との調和を図る。 ・名瀬湾岸や鳩浜・有仲地区において、周辺の住宅地の環境を保全しつつ、柔軟な立地規制誘導を検討する。 (流通業務地) ・名瀬港本港地区周辺において、名瀬港マリンタウン整備計画により流通業務の拡大が見込まれることから、「みなとまち名瀬」の玄関口と位置づけ、広域物流の拠点整備と連携した流通業務地の整備を図る。 (住宅地) ・既存の名瀬市街地は、高密度な住宅地として位置づける。 ・輪内地域などの新市街地は、居住環境の優れた中低層住宅地として位置づける。

島建て：奄美の集落に古くから伝わる村落構造。聖林となる杜から、「神の道」を通じ、海の彼方の信仰の地（ネリア）から神を導く。神が道の両側に並ぶ集落に祝福の手を差し伸べることにより、人々が安穩に暮らしたという。

主要な都市計画
の決定方針

[土地利用の方針]

(土地の高度利用に関する方針)

- ・ 中心市街地地域については、快適な都市空間の創出、土地の高度利用や商業・業務・都心居住機能の充実を図る。
- ・ 末広・港地区については、名瀬測候所跡地を活用し、高次の都市機能の導入を図る。
- ・ マリントウン地域については、広域交流・業務施設の集積を進め、中心市街地と一体となった高度利用を図る。

(居住環境の改善または維持に関する方針)

- ・ 小宿地区について、土地区画整理事業による面的整備を進める。

(災害防止の観点から必要な市街化の抑制に関する方針)

- ・ 災害危険区域では、災害を未然に防ぐ観点から市街化を抑制する。

(自然環境形成の観点から必要な保全に関する方針)

- ・ 国定公園に指定される東シナ海沿岸部の海浜を保全する。
- ・ 市街地をとりまく山岳地や名瀬湾の海岸地域について、自然の風致を維持しつつ、都市の自然との環境共生に努める。

[都市施設に関する主要な都市計画決定の方針]

- ・ 周辺町村との交流や奄美空港を連絡する、広域的な交流のための交通ネットワークの強化
- ・ 災害発生における隣接地区との交通途絶を防ぐ、代替機能を有した道路網の整備
- ・ 周遊性が高くかつ誘導性の高い観光・レクリエーションネットワークの形成

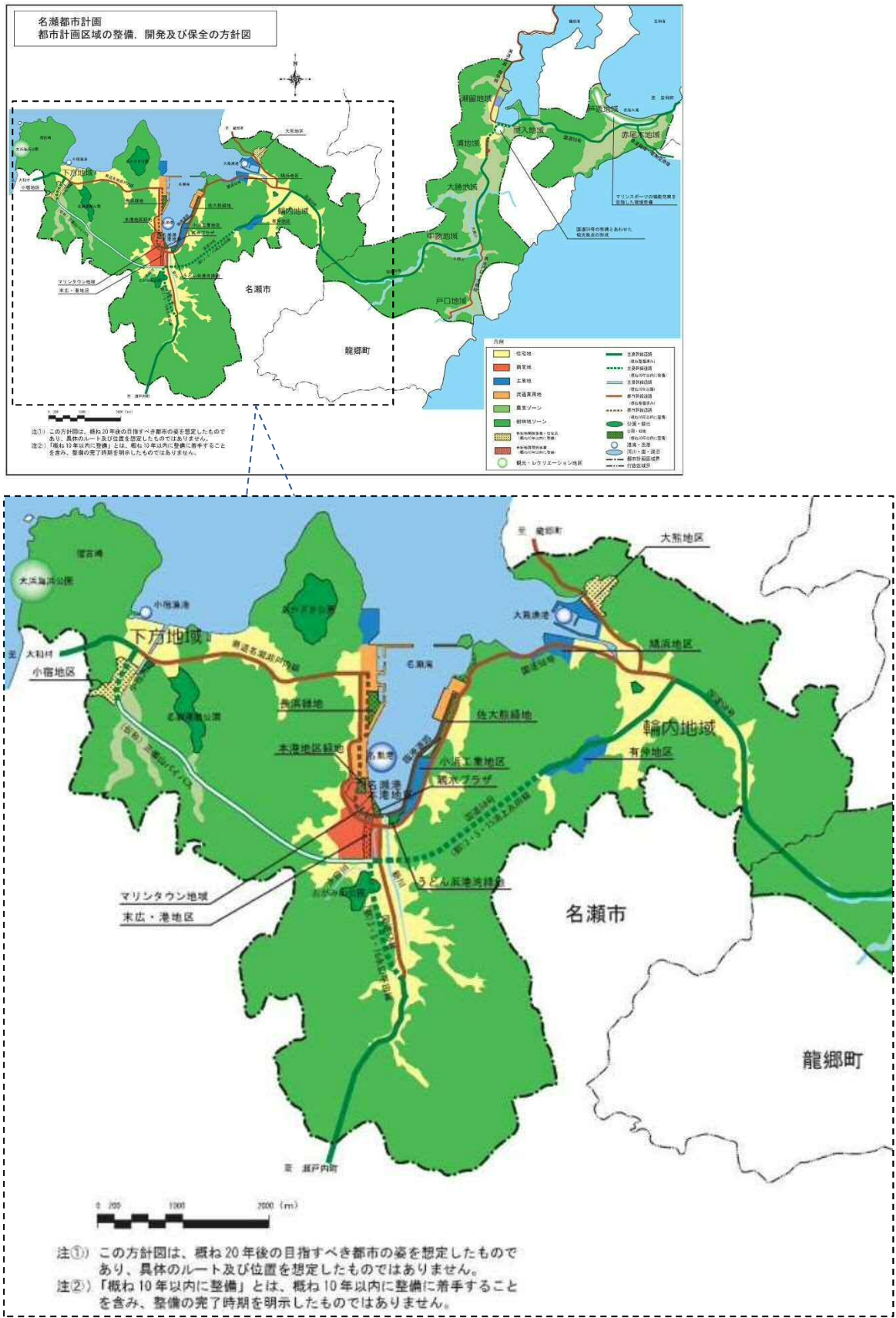
[市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針]

- ・ 末広・港地区においては、中心市街地の活性化を図るため、高次住商複合地区として機能強化を図る。
- ・ 大熊地区においては、土地区画整理事業を進め、良好な居住環境の形成を図る。
- ・ 小宿地区においては、土地区画整理事業の導入を進め、良好な居住環境の形成に努める。

[自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針]

- ・ 市街地に近接する優れた海・山の自然環境について、貴重な都市景観として保全を図る。
- ・ 自然環境を保全するとともに、近年のスポーツ・レクリエーション需要の増大や災害時における避難地の確保等に対処するため、各種機能に応じた公園・緑地を配置する。

＜方針図＞



(資料: 名瀬都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針)

(2) 関連する主な計画・プロジェクト

奄美群島振興開発計画 (H26～H30)	<u>〔基本的方針〕</u> ・ 地域主体の取組の推進 ・ 定住を促進するための方策 ・ 交流拡大のための方策 ・ 奄美群島が抱える条件不利性の改善 ・ 群島の生活基盤の確保・充実 <u>〔関連する主要施策〕</u> ・ 奄美市のスポーツアイランド構想の促進等 ・ 空港・港湾等へのアクセスを改善し、島内各集落間の交流促進のため、主要地方道名瀬瀬戸内線等の整備 ・ 名瀬港については、大規模地震発生後の物資の緊急輸送や住民避難の拠点を確保するための耐震強化岸壁や防災拠点となる緑地の整備を推進
奄美群島成長戦略ビジョン (H26～H30)	<u>〔基本計画の目標〕</u> 1. 若者がチャレンジし、夢を実現する島 2. 全ての「島ちゅ」が主人公として活躍する島 3. 世界の人々に魅力を伝える宝の島 <u>〔関連する主要施策〕</u> ・ 奄美大島の魅力の発揮 自然散策遊歩道等の整備、世界自然遺産登録を見据えた景勝地における展望施設等、景観資源の保存・活用に関する施策、ゾーニングによる戦略的な観光地づくり ・ 共生・協働の推進、交流・連携の強化 道路交通網等、社会資本の整備や公共交通機関の充実
奄美市地域公共交通網形成計画 (H30～H34)	<u>〔基本方針〕</u> 「幸せの島」実現に向けて ～島のコミュニティと生活、産業を支える地域公共交通ネットワークの構築～ <u>〔基本的な方向〕</u> ・ 路線網の効率化とまちづくりとの連携によるバス網全体の再構築 ・ 路線バスとコミュニティバスの役割分担の明確化 ・ 地域の特性、住民の意向を踏まえた運行形態の検討、見直し ・ 路線バスとコミュニティバスの接続する乗り継ぎ拠点の整備とまちづくりへの貢献

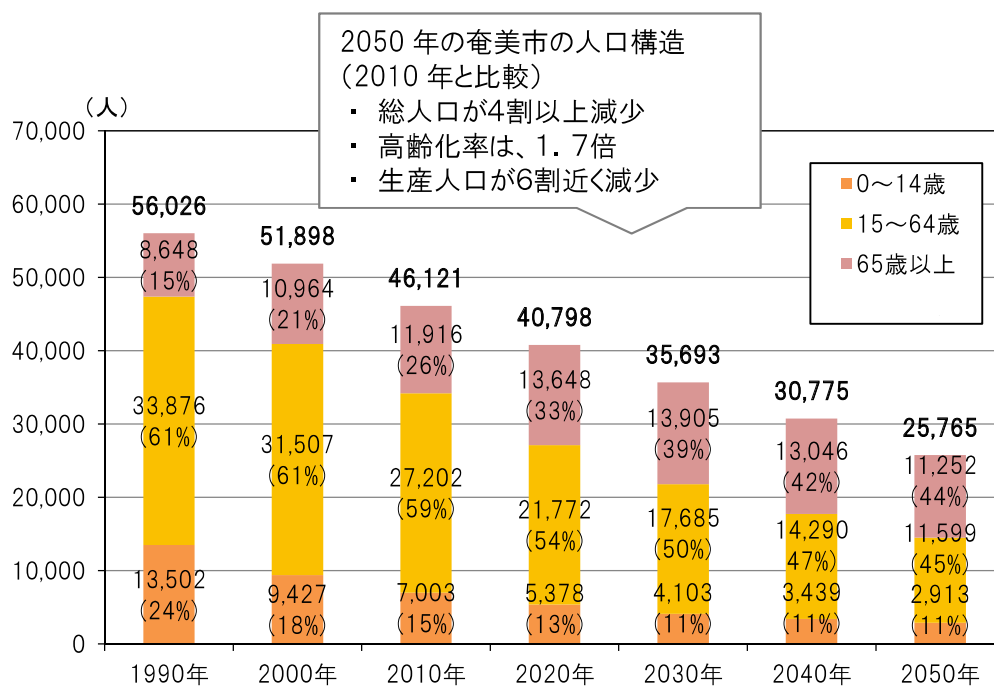
奄美市中心市街地活性化基本計画(H29.4)	<u>〔中心市街地活性化のテーマ〕</u> ♪いもーれ・Come もーれ・ゆていもーれ♪ コンパクトシティ「ゆらうまち」の実現 <u>〔中心市街地活性化の基本方針〕</u> 1. 賑わいに満ちた活力のある中心市街地の形成 (来る人を増やす「いもーれ」) 2. 訪れたい中心市街地づくり (観光客を呼び込む「Come もーれ」) 3. 多様な都市機能が集積した魅力的な中心市街地の形成 (人がふれあう「ゆていもーれ」)
末広・港地区土地地区画整理事業	<u>〔事業目的〕</u> ・ 中心市街地への良好なアクセスや防災機能の強化などの都市基盤整備と併せて、商業施設の再編を図り、賑わいに満ちた魅力ある中心市街地の形成を図る <u>〔事業概要〕</u> ・ 施行面積：約 3.2ha ・ 事業期間：平成 16 年度～平成 33 年度（予定） ・ 整備される主な公共施設：幹線道路：末広港線、区画道路、公園・緑地
本港地区整備事業(マリンタウンプロジェクト)	<u>〔事業内容〕</u> ・ 鹿児島県と奄美市開発公社により、埋め立て工事を伴う本港地区整備事業が実施。土地利用として、観光関連施設用地が予定される <u>〔事業概要〕</u> ・ 事業面積：約 5.6ha ・ 事業期間：平成 19 年度～平成 30 年度 ・ 土地利用：業務施設用地、住宅用地、道路用地
奄美市本庁舎建設	<u>〔基本理念〕</u> 奄美の文化が薫る 人と環境にやさしい 市民に親しまれる 安全・安心な庁舎 ◆人と環境にやさしい庁舎づくり ◆市民に親しまれる庁舎づくり ◆市民を守る安全・安心な庁舎づくり

2. 現況・市民アンケートからみる都市の問題点

(1) 都市全体の問題点

都市全体の 問題点

- ・ 急激な人口減少、超高齢化社会が進んでおり、都市活力が低下する恐れがある。
- ・ 急激な人口減少や高齢者の急激な増加が進むことで、これまで一定の人口に支えられてきた生活サービス施設が維持できなくなったり、高齢者が多い地区では福祉施設が不足する問題等も発生する。
- ・ 人口の減少は、地域コミュニティが維持出来ない地区の発生や税収減による行政サービスの低下を招くなど、公共公益施設の維持管理が困難となる問題が懸念される。
- ・ このような、都市活力の衰退は更なる人口減少の要因となるなど負のスパイラルが続くことも想定される。
- ・ また、本市では、合併後の新たな都市づくりとして、地域間の連携を進めるほか、奄美群島全体の発展を視野にいれ、都市づくりを進めることが求められる。



資料：国立社会保障人口問題研究所、日本の地域別将来推計人口（平成25年3月推計）』（一部加工）

(2) 奄美市の現況から見た問題点

産業	・ 製造品出荷額、商品販売額などが減少傾向にあり、今後、生産年齢人口が減少することからも、各種産業の更なる衰退も予想され、既存・新規の産業の再生が求められる。
土地利用 (市街地他等)	・ 本市は、限られた土地において市街地が形成されており、この中で、名瀬都市計画区域の用途地域は都市的土地利用が90%を超えており、既に市街地が形成されていることから、今後は既成市街地の再編が求められる。 ・ 世界自然遺産登録に向けた取り組みがなされており、今後観光需要の高まりにより一部の土地において開発圧力が高まることも予想される。このため、本市固有の自然を保護するとともに、都市活力を創出していくため、適切な土地利用の規制・誘導が求められる。
都市施設	・ 都市計画公園は整備済み、都市計画道路は一部未整備路線が残るが概ね完成しており、今後は、未整備施設の対応と老朽化した施設の維持管理対応が重要となる。
交通・道路	・ 本市の公共交通は、「路線バス（しまバス）」と「廃止路線代替バス」により形成されているが、利用者の減少や厳しい財政状況から、持続可能な公共交通に向けては、バス運行の効率化や新たなサービスの検討が求められる。 ・ 公共交通により身近な生活サービス施設へ訪れることの市民需要は高く、生活サービスが集積する拠点の形成と拠点と生活地区を結ぶ公共交通網の形成が重要となる。 ・ 地域の連携、災害時の緊急輸送路の確保、観光の振興他、体系的な道路ネットワークの構築が求められる。
災害	・ 名瀬市街地において、津波の浸水想定区域が指定されるほか、市街地を取り囲む山間部の山裾の地区では急傾斜地等の土砂災害が発生する恐れもあり、ソフト・ハードの連携による災害に強い市街地形成が求められる。 ・ 集中豪雨や台風の影響により、道路の冠水、建物の床上浸水等の被害も発生しており、災害時の緊急輸送路の確保など、体系的な道路ネットワークの構築が求められる。 ・ 市民アンケート調査においても、安全・安心なまちづくりに対する要望は高い（重要度が高く、満足度が低い）

公共施設

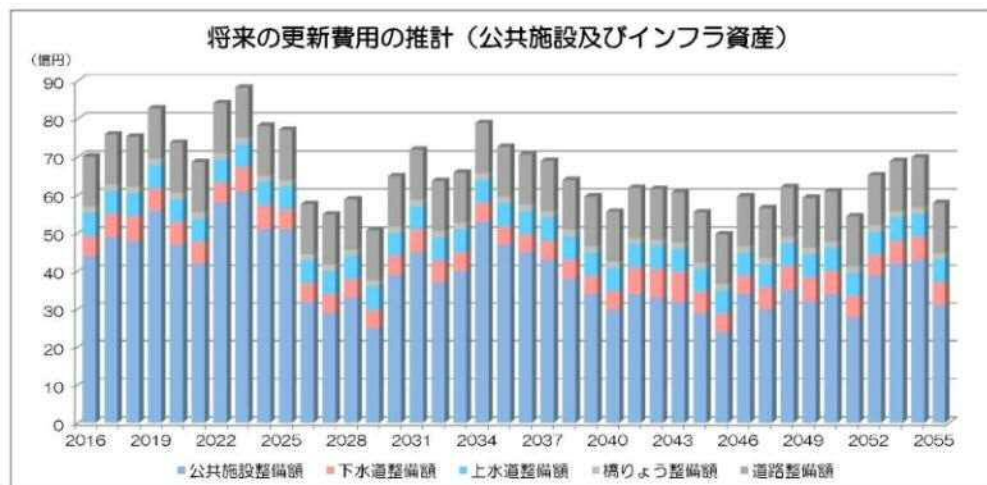
- ・ 市民一人当たりの建物系公共施設の延床面積は、県内 19 市と比較して最も高く、建物系公共施設、インフラ施設（道路、橋梁、上下水道他）を含めた更新費用は40年間で約 2650 億円、1年平均で、66.2 億円となり、施設の量を減らす取り組み、長寿命化によりライフサイクルコストを圧縮することが求められる。

自然環境

- ・ 世界自然遺産登録に向けた取り組みがなされており、今後も奄美の特徴である豊かな森や海をはじめ、自然と共生するまちづくりが求められる。
- ・ 市民アンケート調査において、将来の奄美市のイメージとして、「働く場の充実」「自然が美しく豊かなまち」「高齢者が住みやすいまち」の割合が高い。

その他

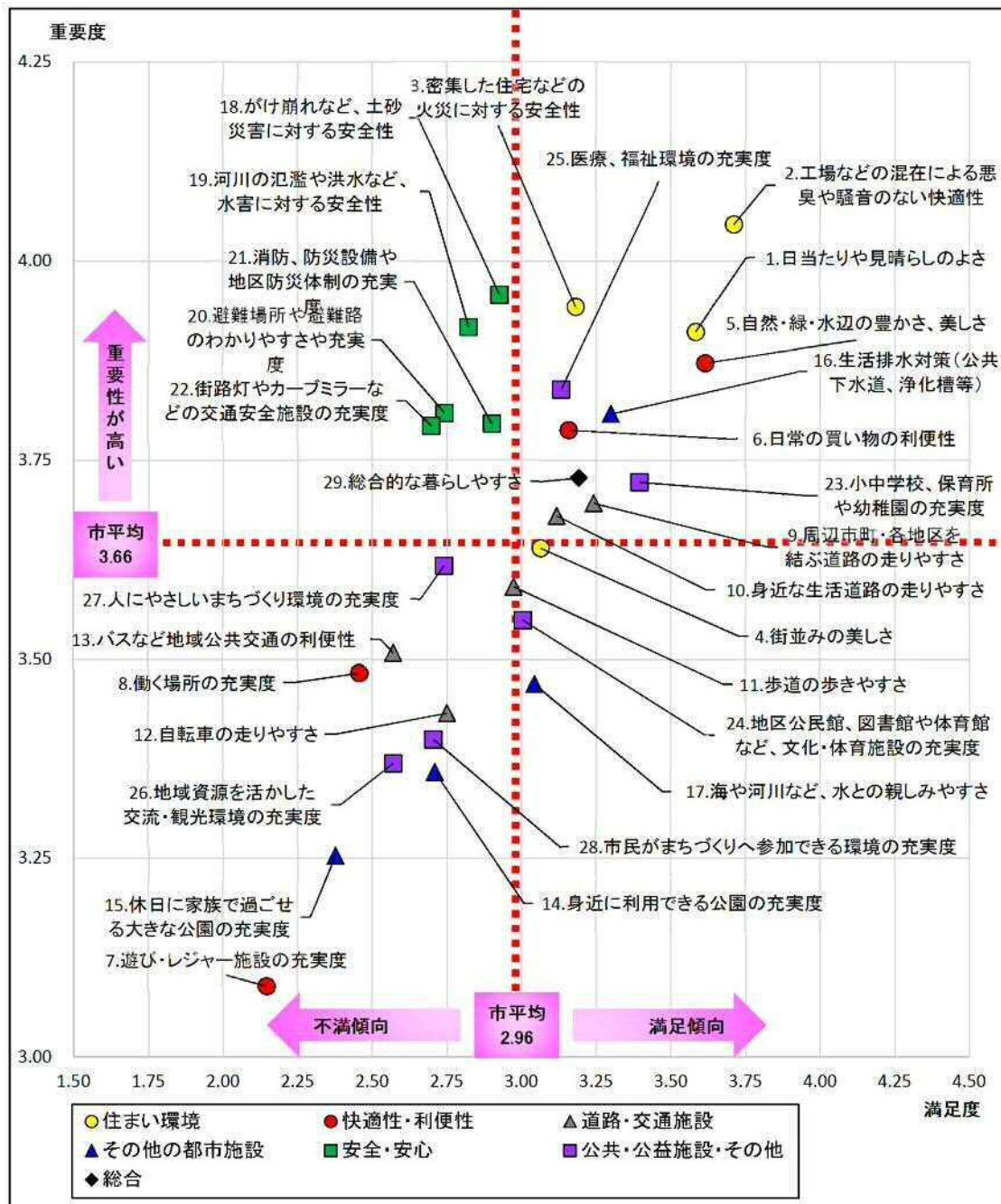
- ・ 奄美大島全体の入込客数は、平成24年の約36万人から、平成28年の約43万人に増加しており、訪れる人をもてなす都市環境の創出が重要となる。



	建物系 公共施設	土木系 公共施設	企業会計	合計
更新費用（40年間総額）：A	1,576.2億円	592.4億円	481.9億円	2,650.5億円
1年あたり更新費用：B=A÷40	39.4億円	14.8億円	12.0億円	66.2億円
施設投資額（5箇年平均）：C	18.9億円	22.1億円	13.3億円	54.3億円
C－B	△20.5億円	7.3億円	1.3億円	△11.9億円

出典：奄美市公共施設等総合管理計画

＜市民アンケート調査における重要度・満足度＞



(3) 奄美市の都市構造から見た問題点

人口の分布	・ 名瀬地域の市街地では、一定規模以上（40人/ha）の人口密度が分布し、コンパクトな市街地を形成しているが、将来市街地内の人口密度が大きく減少し、空き家、空きビル等が発生する恐れがある。 ・ 平成12年から平成47年のメッシュ別人口増減の推計をみると、名瀬市街地では、山裾部の市街地や朝仁地区、佐大熊地区で25～50%の減少率、住用地域では全体的に25～50%の減少率、笠利地域では、概ね25～50%の減少率を示すが、佐仁地区、用地区では50%以上の減少を示している。
交通状況	・ 平成22年の各地域のカバー率をみると、公共交通便利地域は約72%と高く、公共交通不便地域が約22%、公共交通空白地域は約6%となる。 ・ 地形的な制約もあり、市全体としてのバス（公共交通）、生活サービス施設のカバー率は高いが、地域でのばらつきがある。
都市機能の 立地状況	・ 名瀬地域では一定の生活サービスを有しているが、笠利地域では笠利総合支所周辺のみ生活サービスを維持し、住用地域では生活サービスの集積がない。 ・ 地域の人口構造、都市機能の分布状況を踏まえながら、都市サービスを確保できる都市構造の再編が求められる。

3. 都市づくりの課題

“中心拠点”としての役割	・ 奄美群島の中心拠点として賑わい・交流の創出、都市機能の集積・充実が必要 ・ 周辺地域、海からのアクセス性を向上させることが必要
都市の持続性（都市経営）	・ 人口減少、超高齢化社会による都市構造の変化の中でも都市の持続性を確保する都市構造の再編が必要
奄美市・奄美大島の一体性の確保	・ 奄美市としての一体的な発展に向けた都市づくりが必要 ・ 周辺市町村との連携による都市の発展や都市の持続性を確保することが必要
自然との共生	・ 奄美らしさとなる「うみ」「みどり」と連携した都市づくりが必要 ・ 世界自然遺産の登録地、唯一無二の奄美の自然を守り・活用し発展する都市づくりが必要
災害への対策	・ ソフト・ハードの連携による災害に強い都市づくりが必要
自立した・個性ある地域づくり	・ 観光都市としての自立・発展と連携した都市づくり必要

序 章	はじめに 1. 都市計画マスタープランとは 2. 計画の位置づけ 3. 計画の構成 4. 策定体制
第1章	都市づくりの課題 1. 上位・関連計画の位置づけ 2. 現況・市民アンケートからみる都市の問題点 3. 都市づくりの課題
第2章	都市づくりの基本構想 1. 都市づくりの理念 2. 都市づくりの目標 3. 将来都市構造
第3章	分野別方針 1. 土地利用の方針 2. 市街地整備の方針 3. 道路・交通整備の方針 4. 公園・緑地整備の方針 5. 上・下水道整備の方針 6. 名瀬港湾整備の方針 7. 住まい・住環境整備の方針 8. 景観整備の方針 9. 都市防災の方針 10. 都市の魅力向上 11. 環境保全の方針 12. 都市マネジメントの方針
第4章	地域別構想 1. 地域別構想の概要 2. 地域別構想 2-1 名瀬中心拠点地域 2-2 名瀬市街地地域 2-3 名瀬自然共生地域 2-4 住用地域 2-5 笠利地域
第5章	計画の実現に向けて 1. 計画に基づく取り組みの考え 2. 協働のまちづくりの推進 3. 都市計画マスタープランの推進

第2章 都市づくりの基本構想

都市づくりの基本構想では、上位・関連計画、奄美市の現況および市民意向から見える都市づくりの課題とともに、奄美市の歴史や文化等を踏まえ、将来の都市づくりの方向性を定めます。ここでは、具他的な施策の展開や計画策定にあたり共通する基本的なコンセプトとなる「都市づくりの理念」、将来目指す都市の姿を表す「都市づくりの目標」を設定します。さらに、実現化しようとする都市の空間構成を「将来都市構造」として整理します。

1. 都市づくりの理念

歴史をつむぎ未来へはばたく、
都市と自然が共生するきよらの郷

これからの奄美市の都市づくりにおいては、引き続き奄美群島の中心都市としての地域の発展を牽引していくことに加え、交流人口の拡大、グローバル化の進展や世界自然遺産登録の取り組みなどを踏まえ、未来へはばたく活力ある都市づくりを進める必要があります。加えて、都市を取り巻く社会状況の変化から、人口減少、高齢化社会の進展を見据えたコンパクトなまちづくりや、名瀬、住用、笠利をはじめ、島内外の各地域間の連携・交流の他、都市及び地域の再生に向けた様々な取り組みが必要となります。

一方、都市の個性や独自性が求められる中で、本市においても「島建て」の理念や「集落（シマ）」独自にみられる歴史・文化、「道の島」として独自の発展の生い立ちをこれからのまちづくりの中にも積極的に取り込むなど、奄美の歴史を次世代へ受け継いでいくことが重要です。また、こうした文化・伝統の継承に併せて、本市の独自性の象徴であり、他地域に向けて誇るべき優れた自然環境について「奄美らしいまちづくり」を広げる要素として受け止め、都市と自然の共生の考えを、本計画の中に位置づけることが重要です。

そこで、本計画の実施において共通する基本的なコンセプトとなるまちづくりの理念は、『歴史をつむぎ未来へはばたく、都市と自然が共生するきよらの郷（シマ）』とします。

2. 都市づくりの目標

(1) 都市づくりの目標

都市づくりの理念を踏まえ、奄美市都市計画マスタープランにおける目標を以下のように定めます。

観光 交流

奄美の資源を生かした個性的な魅力により
活発な交流を育むまち

- ・「道の島＝交流の島」として、個性的な交流圏を構築します。
- ・奄美固有の文化や自然環境を生かし魅力あるまちづくりを進め、国内外の多くの人々が訪れる、観光交流のまちづくりを進めます。
- ・地域（拠点、集落等）が持つ個性の発揮と、これら地域を連携し一体性のあるまちづくりを進めます。（交流基盤の整備）

活力 賑わい

奄美群島の“中心都市”として、都市活力を再生・創
出する持続可能なまち

- ・奄美群島の中心都市として、奄美群島全体の発展を牽引していくため、奄美市の顔となる「名瀬中心拠点」の賑わいや活力を維持・創出し、拠点性を高めます。
- ・各地域の拠点となる地区周辺において、地域住民の生活を支える機能やサービスを確保し、地域の持続可能性を高めます。

共生 定住

奄美らしさを受け継ぐ自然や文化と共生し
住み続けることができる幸福度が高まるまち

- ・「奄美らしさ」の象徴となる受け継がれる豊かな自然や文化を大切に、都市と自然が共生するまちづくりを進めます。
- ・自然と共生する魅力的なまちづくりを進め、住みたい・住み続けたいと感じるまちづくりを進めます。
- ・これまで整備してきた都市施設を有効に活用するほか、自然災害に対する安全・安心な都市づくりを進めます。

(2) 将来目標人口

国立社会保障・人口問題研究所によると、奄美市の将来人口（平成25年3月推計）は、平成2年（1990年）以降一貫して減少傾向にあり、平成47年（2035年）には33,203人となる推計が行われています。

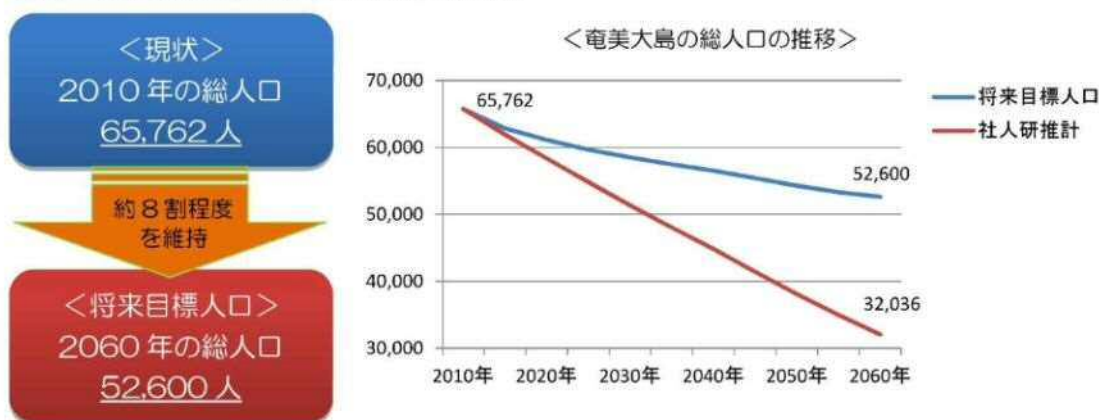
一方、奄美大島人口ビジョンでは、地元雇用の創出、移住定住の促進、子どもを産み・育てやすい環境の創出を図る（合計特殊出生率を高める）ことで、奄美大島全体として平成72年（2060年）の目標人口を52,600人と設定しています。

本計画においては、上位計画との整合を図り、目指す都市づくりを達成するものとし、平成47（2035年）年の目標を40,000（39,700）人と設定します。

（参考：奄美大島人口ビジョン）P8

奄美大島全体 平成72年（2060年）の目標人口を52,600人

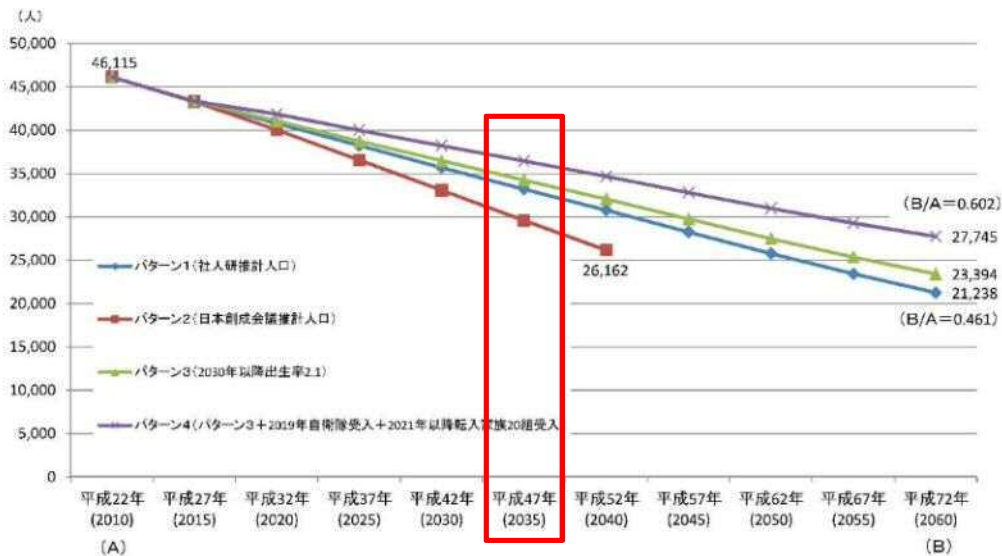
図表：奄美大島における将来目標人口の設定



＜将来目標人口設定にあたっての前提条件＞

- 合計特殊出生率の目標値：奄美市 2.1（1.83）、大和村 2.1（1.78）、宇検村 2.3（1.69）
瀬戸内町 2.2（2.06）、龍郷町 2.3（1.83） ※（ ）は現状値
- 転出抑制、目標転入の目標値
 - 地元雇用の創出による転出抑制：156名/年
 - 移住促進による目標転入：104名/年
 - ・生産年齢人口：35名/年（うちチャレンジ世代：29名/年）
 - ・家族（2～4人世帯）移住：24組/年

図表：パターン別将来推計人口（総人口）の推移【奄美市】



注：パターン1（社人研推計準拠）については、平成52（2040）年までの出生・死亡・移動等の傾向がその後も継続すると仮定して、平成72（2060）年まで推計した場合を示している。
 パターン2（日本創成会議準拠）については、全国の移動総数が概ね一定水準との仮定のもとで平成52（2040）年までの推計が行われたものであるため、平成52（2040）年までの表示としている。

図表：各推計パターンの前提条件

パターン	前提条件
パターン1 (社人研推計準拠)	- 主に平成17（2005）年から22（2010）年の人口の動向を勘案し将来の人口を推計。 - 移動率は、今後、全球的に縮小すると仮定。 ＜出生に関する仮定＞ - 原則として、平成22（2010）年の全国の子ども女性比（15～49歳女性人口に対する0～4歳人口の比）と各市町村の子ども女性比との比をとり、その比が平成27（2015）年以降52（2040）年まで一定として市町村ごとに仮定。 ＜死亡に関する仮定＞ - 原則として、55～59歳⇒60～64歳以下では、全国と都道府県の平成17（2005）年⇒22（2010）年に生残率の比から算出される生残率を都道府県内市町村に対して一律に適用。60～64歳⇒65～69歳以上では、上述に加えて、都道府県と市町村の平成12（2000）年⇒17（2005）年の生残率の比から算出される生残率を市町村別に適用。 ＜移動に関する仮定＞ - 原則として、平成17（2005）～22（2010）年の国勢調査（実績）に基づいて算出された純移動率が、平成27（2015）～32（2020）年までに定率で0.5倍に縮小し、その後はその値を平成47（2035）～52（2040）年まで一定と仮定。
パターン2 (日本創成会議推計準拠)	- 社人研推計をベースに、移動に関して異なる仮定を設定。 ＜出生・死亡に関する仮定＞ - パターン1（社人研）と同様。 ＜移動に関する仮定＞ - 全国の移動総数が、社人研の平成22（2010）～27（2015）年の推計値から縮小せずに、平成47（2035）～52（2040）年まで概ね同水準で推移すると仮定。
パターン3 (独自推計)	＜出生に関する仮定＞ - 出生率が平成42（2030）年に2.1（奄美市の希望出生率[※]）となるように段階的に引き上げ、その後一定。 ＜死亡・移動に関する仮定＞ - パターン1（社人研）と同様。
パターン4 (独自推計)	＜出生・死亡に関する仮定＞ - パターン3と同様。 ＜移動に関する仮定＞ - 平成31（2019）年4月から陸上自衛隊員350人とその家族（隊員の1.1倍）の転入。 - 平成33（2021）年より毎年20組の家族移住を仮定（家族構成は夫35・39歳、妻30・34歳、子（男1人）0・4歳、子（女1人）0・4歳を想定）。

※ 希望出生率＝〔（既婚者割合×夫婦の予定子ども数）＋（未婚者割合×未婚者の結婚希望割合×理想の子ども数）〕
 ×離別等効果
 ＜参考＞平成22年出生動向調査結果（対象年齢：18歳～34歳）に基づく国民希望出生率＞
 以下、同様。

3. 将来都市構造

奄美市が目指す都市づくりの実現に向けて、土地の使い方、都市施設の配置や都市機能の集積等のあり方について、将来都市構造として整理します。

(1) 基本的な考え

将来都市構造の設定にあたっては、奄美市の都市づくりの方向性等を踏まえ、以下の点に留意します。

●奄美の自然と文化が織りなす原風景を受け継いでいく

- 都市と自然の共生
- 国立公園の指定、世界自然遺産登録に向けた取り組みと連携し、奄美固有の自然環境を保全・活用

●「選択と集中」「開発と保全」など、計画的な土地利用を進める

- 市街地の拡大抑制、商業等の郊外立地の対応
- 奄美群島の中心都市としての中心拠点への都市機能の集積
- 各地域の生活を支える地域生活拠点の形成や奄美版持続可能な都市構造の整理
- 限られた土地の有効活用に向けた、複合的（多様な）土地利用の推進

●奄美大島の一体性を確保する

- 奄美大島の一体性の確保や安全・安心な都市構造を達成する道路ネットワークの構築
- 中心拠点と地域拠点及び集落を結ぶネットワークの形成

●ひと・もの・情報の円滑な移動や観光交流を促進するネットワークを確保する

- 観光客の移動の連続性の確保
- 交通結節点から観光拠点を結ぶ、道路ネットワーク、情報ネットワーク等の確保

(2) 奄美市の都市構造とコンパクトなまちづくりの考え

① 奄美市におけるコンパクトなまちづくりの基本的な考え

- 奄美市における「コンパクトなまちづくり」とは、以下の考えを基本とします。
- 市街地の無秩序な拡大（開発）を抑制する。（計画に基づく開発の実施）
 - 過度に車に頼ることなく、公共交通等でアクセスしやすい「拠点」に地域生活を支える都市機能を誘導する。
 - 「拠点」は、名瀬、住用、笠利の各地域特性を踏まえながら、生活圏における拠点を設定する。
 - 拠点及びその周辺市街地（集落）からなる既存市街地（住宅、道路などの都市のストック）を有効に活用し、都市の再構築を行うことで良好な定住環境を創出する。

② コンパクトなまちを構成する要素（まちの単位及び役割）

奄美市における「コンパクトなまちづくり」の達成において、都市・地域を構成する要素（まち及び生活圏の単位）については、名瀬、住用、笠利の地域特性を踏まえ以下の考えを基本とします。

名瀬地域

- 小学校区を生活圏とする。

住用地域、笠利地域

- 集落（シマ）を最小の単位としながら、行政サービス（学校区、地域包括支援等）において連携する集落（シマ）のつながりを生活圏とする。

③ コンパクトなまちづくりに向けた拠点の考え

奄美市における「コンパクトなまちづくり」の達成において、地域生活を支える拠点については、名瀬、住用、笠利の地域特性を踏まえ以下の考えを基本とします。

名瀬地域

- 名瀬中心拠点地区は、奄美群島の中心地として様々な都市機能の集積を進めるほか、周辺に住む住民が生活サービスを享受できる拠点として、各種都市機能の集積を進める。
- 地形的な制約上、生活圏における幹線道路（都市軸）を基本に、沿道商業・業務他、生活サービスに係る都市機能の集積を進める。（ただし、沿道利用の中でも都市機能の集積を目指す。）

住用地域、笠利地域

- 住用地域では、医療、商業、福祉サービスは、名瀬地域と一体となった生活圏を構成していることから、名瀬中心拠点地区及びその周辺の拠点との連携を強化する。
- 笠利地域では、赤木名地区を地域の生活圏の中心を担う拠点として定め、行政サービス、生活サービス等の都市機能の集積や地域を支える仕組みづくりを進める。
- その他、住用、笠利地域では、「道の駅」、公共交通の「乗り継ぎ拠点」、また地域コミュニティ、交流センターなどを「小さな拠点」として設定し、「拠点」を補完しながら集落（シマ）の生活利便性を支える機能の誘導（複合的な施設の利用）、交通、その他サービスの強化を図る。

(3). 将来都市構造

①将来都市構造の構成要素

点的要素	拠点	○ 都市活動の中心的な場で、地区特性に応じて各種機能の集積を図る地区 ○ 交通、産業、自然など一つの機能が特化・集積した地区
	ゲート	○ まちの玄関口で、ひと・もの・情報の起点となる地区
線的要素	軸	○ 都市の活動や自然のつながり、また人やものの流れ
	ネットワーク	○ 拠点やゲートを結ぶ道路網や公共交通網
面的要素	ゾーン	○ 機能毎に区分した土地のまとまり

◆拠点

中心拠点	○ 奄美群島の中核を担う地区で、にぎわいに満ちた魅力ある都市として、ひと・もの・情報が交流し、様々な都市活動や賑わいを形成する拠点地区 ○ 海のゲート、まちのゲートを含む地区 ○ 土地の高度利用、都市居住機能の集積など、快適な都市空間の創出を図る地区
地域拠点	○ 地域生活の拠点となる地区 ○ 日常に必要な生活サービスや行政サービスを享受したり、複合的なサービスを享受できる地区
観光・交流拠点	○ 奄美の自然や文化との交流を楽しみ、奄美を感じ、奄美を味わう（楽しむ）拠点地区 ○ 道の駅や観光交流施設をはじめ、訪れる人の交流に加え、地域生活における各種サービスを享受できる拠点地区

◆ゲート

海のゲート (名瀬港・マリ リタウン 地区)

- 海からのひと・もの・情報の交流（移動）をもてなすゲート
- 訪れる人をもてなすとともに、移動の連続性を確保するための都市機能を確保する地区

空のゲート (奄美空港)

- 空からのひと・もの・情報の交流（移動）をもてなすゲート
- 訪れる人をもてなすとともに、移動の連続性を確保するための都市機能を確保する地区

まちのゲート (バスターミ ナル)

- 公共交通によるひと・もの・情報の交流（移動）をもてなすゲート
- 訪れる人をもてなすとともに、移動の連続性を確保するための都市機能を確保する地区

◆軸

「しま」の 軸

- 名瀬地域、住用地域、笠利地域の連携をはじめ奄美市及び奄美大島の一体性を確保する軸
- 人やものの流れを生みだし、都市の活動や様々な交流を創出する軸

自然・レクリ エーション 軸

- 奄美の自然交流・観光交流を生み出す軸
- 奄美の美しい自然を受け継ぐ軸

◆ネットワーク

広域
ネットワーク

○拠点、ゲートを結び、奄美大島全体の連携・交流に寄与するネットワーク

都市間
ネットワーク

○都市間及び地域間の連携・交流に寄与するネットワーク

◆ゾーン

都市ゾーン
(市街地ゾーン)

○中心拠点と郊外市街地の連携強化により一体的な市街地形成を図るゾーン
○コンパクトなまちづくりの実現にむけて都市基盤の更新や生活サービスの誘導による市街地の再編をはじめ、住環境の魅力を高めるゾーン

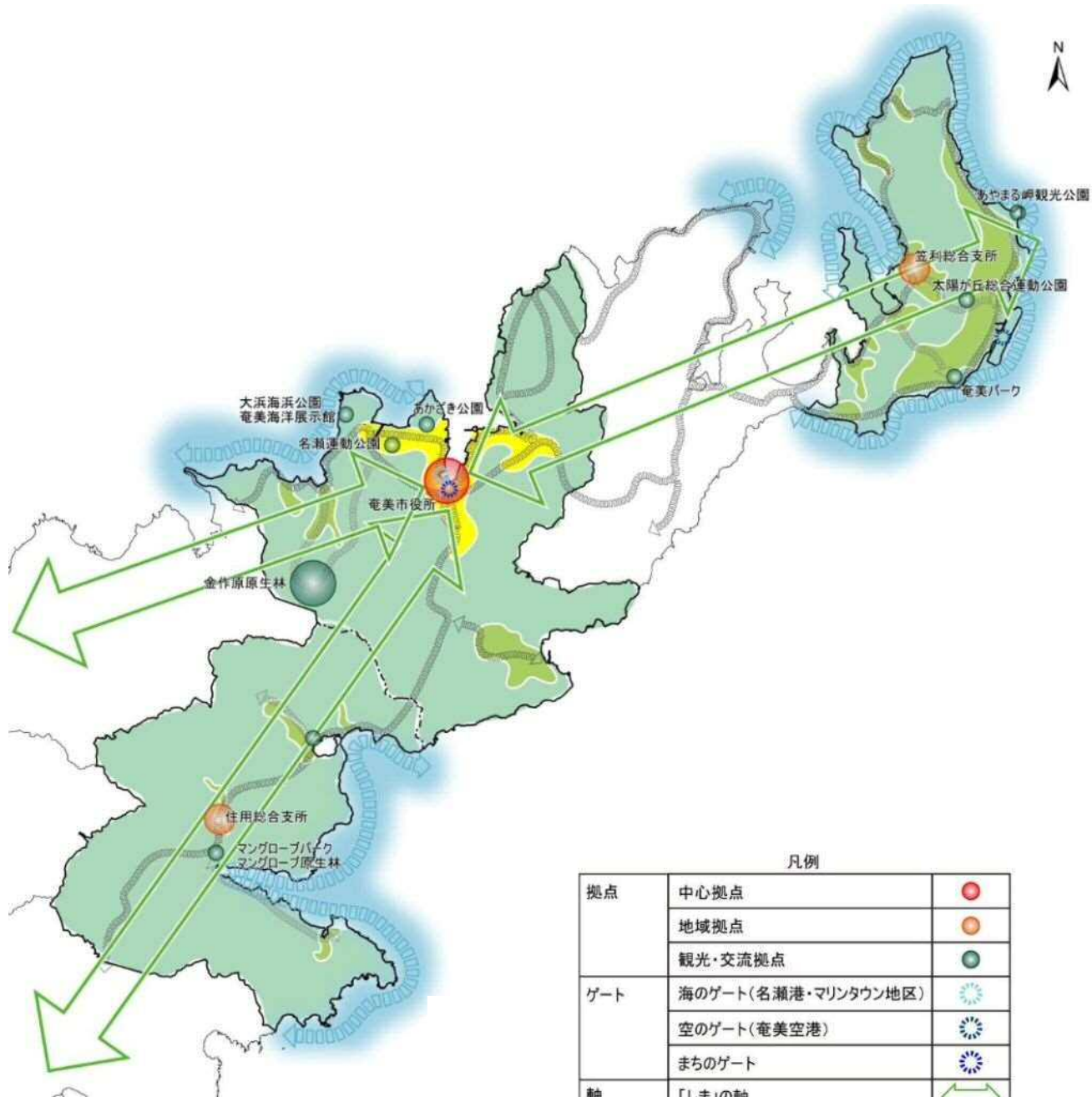
農村集落
ゾーン

○自然環境との調和を図りながら、地域の定住の場として集落（シマ）の維持を図るゾーン
○農村集落の維持・再生を図るゾーン

自然環境
ゾーン

○次世代に受け継ぐ優れた資産として積極的に保全を図る自然環境ゾーン

将来都市構造図



凡例

拠点	中心拠点	
	地域拠点	
	観光・交流拠点	
ゲート	海のゲート(名瀬港・マリントウン地区)	
	空のゲート(奄美空港)	
	まちのゲート	
軸	「しま」の軸	
	自然・レクリエーション軸	
ネットワーク	広域ネットワーク	
	都市間ネットワーク	
ゾーン	市街地ゾーン	
	農村集落ゾーン	
	自然共生ゾーン	

序 章	はじめに 1. 都市計画マスタープランとは 2. 計画の位置づけ 3. 計画の構成 4. 策定体制
第1章	都市づくりの課題 1. 上位・関連計画の位置づけ 2. 現況・市民アンケートからみる都市の問題点 3. 都市づくりの課題
第2章	都市づくりの基本構想 1. 都市づくりの理念 2. 都市づくりの目標 3. 将来都市構造
第3章	分野別方針 1. 土地利用の方針 2. 市街地整備の方針 3. 道路・交通整備の方針 4. 公園・緑地整備の方針 5. 上・下水道整備の方針 6. 名瀬港湾整備の方針 7. 住まい・住環境整備の方針 8. 景観整備の方針 9. 都市防災の方針 10. 都市の魅力向上 11. 環境保全の方針 12. 都市マネジメントの方針
第4章	地域別構想 1. 地域別構想の概要 2. 地域別構想 2-1 名瀬中心拠点地域 2-2 名瀬市街地地域 2-3 名瀬自然共生地域 2-4 住用地域 2-5 笠利地域
第5章	計画の実現に向けて 1. 計画に基づく取り組みの考え 2. 協働のまちづくりの推進 3. 都市計画マスタープランの推進

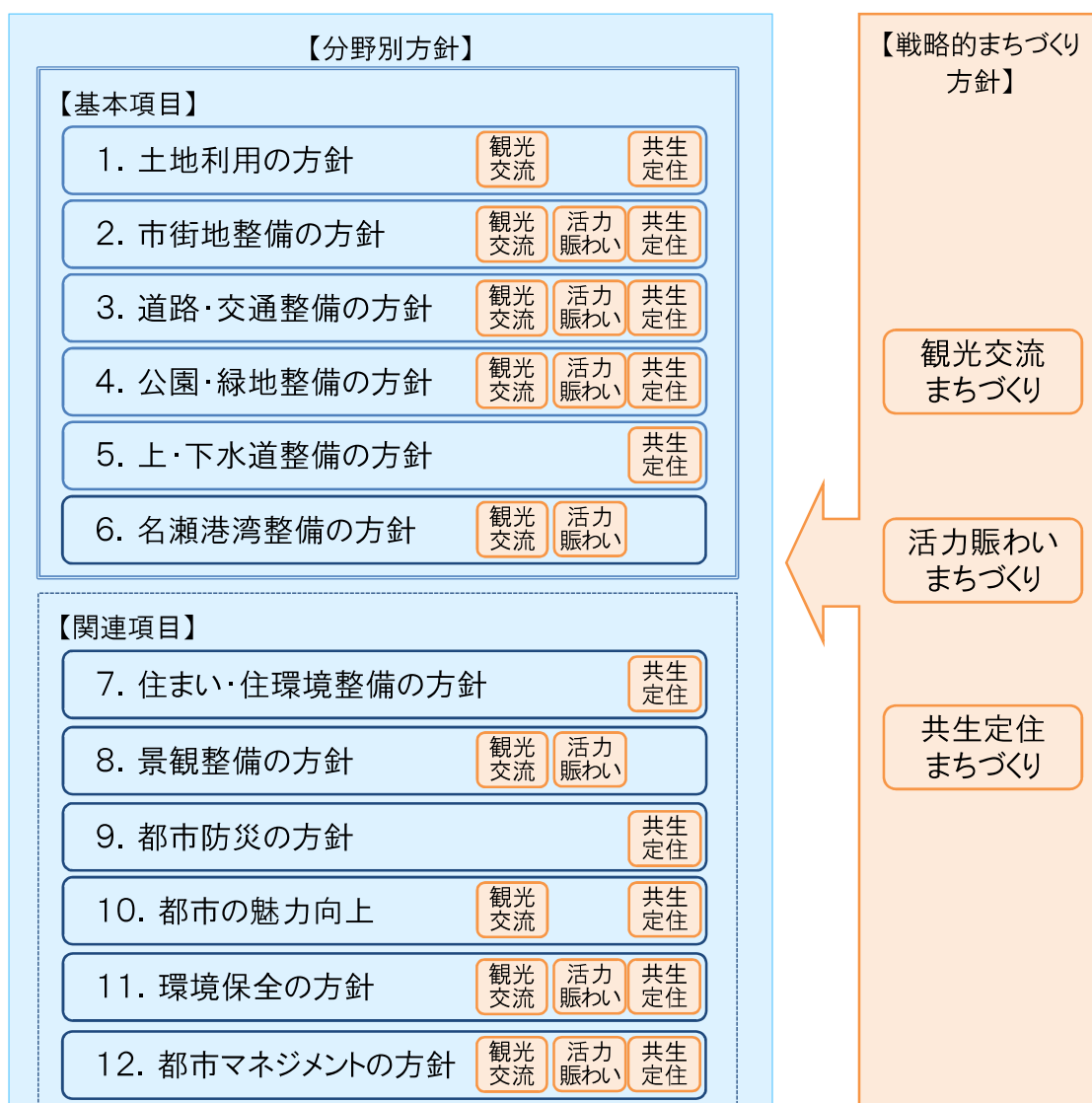
第3章 分野別方針

はじめに

奄美市都市計画マスタープランでは、都市計画の基本となる「土地利用」「都市施設」「市街地整備」の基本項目に加えて、景観、住宅整備、環境保全など、本市のまちづくりを進めて行く上で密接に関わる項目を分野別方針として整理します。

また、この分野毎の方針に加え、各分野を横断し、奄美だからできること、奄美らしさを大切にすることを念頭に置いたまちづくりの実現に、筋道を立てる役割として『戦略的まちづくり方針』を設定します。この、『戦略的まちづくり方針』は、奄美市のまちづくりにおいて、基本構想の達成や将来のまちづくりにおいて重点的・戦略的に進める項目として整理し、『都市づくりの目標』（P 23）に併せて展開します。

<奄美市都市計画マスタープランの分野別方針の体系>



＜分野別方針の整理体系＞

- 「分野別方針」の構成は、各分野の「①基本方針」を定め、それぞれの分野を構成する「②項目毎」の方針を定めます。
- なお、「①基本方針」においては、基本方針に併せて、『戦略的まちづくり』に係る方針を位置づけます。

＜分野別方針の記述構成(例)①＞

第3章 分野別方針

1. 土地利用の方針

＜土地利用の基本方針＞

- 地域の実情や特性に応じて、都市的土地利用と農業的土地利用及び自然的土地利用との調和を図りながら、適正かつ合理的な土地利用を推進します。
- 既存の市街地、集落地域を基本に、都市計画マスタープランに位置付ける開発を除き、市街地の拡大を抑制し、拠点地区への都市機能の誘導や市街地での良好な住環境の形成を進めます。
- 自然との調和を基本としながら、持続的かつ自立的な発展に向けて、地域特性を生かした産業の誘導・集積を図るとともに、観光業、環境・エネルギー産業等の今後成長が期待される企業立地や産業振興を進めます。

①-1 基本方針
各分野の基本的な考えを整理

＜戦略的まちづくりに係る土地利用の方針＞

＜観光・交流＞

- 世界自然遺産にふさわしい生物多様性の確保に向けた自然の保全に加え、自然を活用しながら奄美の文化を継承したり、観光交流を誘導する土地利用を進めます。

＜文化継承＞

- 集落（シマ）の有形・無形民俗文化財をはじめとして、地域独自の文化を保存するとともに、「島建て」に基づく集落の成り立ちなど、地域特性に配慮した土地利用の規制・誘導を進めます。

＜持続可能＞

- 効率の良いコンパクトなまちづくりを進めるため、土地の高度利用、複合的な利用を図るとともに、良質な緑地や自然地を確保しながら都市の質を高めます。

①-2 戦略的まちづくり方針
戦略的まちづくり項目に係る分野毎の基本的な考えを整理

＜分野別方針の記述構成(例)②＞

②項目毎の方針
分野を構成する各項目
毎に具体的なまちづくり
方針を定めます。

(1) 市街地（用途地域内）

- 地域特性や都市基盤の整備状況、市街地開発事業などの取組状況を総合的に考慮した上で、用途地域、地区計画制度など都市計画の手法を適切に組み合わせ、住居系、商業・業務系、工業・流通系などの用途に応じた秩序ある土地利用を進めます。
- 地形的な制約、都市構造の展開を踏まえ、効率の良いコンパクトなまちづくりを進めるため、土地の高度利用、複合的な利用を図るとともに、良質な緑地や自然地を確保しながら都市の質を高めます。

①住宅地

＜中心拠点及びその周辺の住宅＞

- 市街地中心部及びそれに連担する名瀬港沿岸の住宅地は、都心部の商業・業務機能に近接する利便性に優れた市街地居住地として位置づけ、土地の高度利用、複合的な土地利用など、利便性の高い、快適な居住地としての整備を進めます。
- また、都市機能が集約する利便性の高い市街地として、高齢者や子育て世代などに配慮した都市型住宅の立地を促進します。



＜名瀬中心部の市街地＞

＜郊外住宅地＞

- 大熊・有屋地区及び小宿・朝仁地区は、基本的には住居系土地利用を主体とした郊外居住地として位置づけ、これに必要な都市基盤整備や公共公益施設等の配置により住環境の向上を図ります。
- また、現国道58号及び県道名瀬瀬戸内線沿道については、商業・業務系土地利用との共存を図りつつ、沿道型商業複合地としての土地利用を進めます。



＜小宿地区の市街地＞

1. 土地利用の方針

＜土地利用の基本方針＞

- 地域の実情や特性に応じて、都市的土地利用と農業的土地利用及び自然的土地利用との調和を図りながら、適正かつ合理的な土地利用を推進します。
- 既存の市街地、集落地域を基本に、都市計画マスタープランに位置付ける開発を除き、市街地の拡大を抑制し、拠点地区への都市機能の誘導や市街地での良好な住環境の形成を進めます。
- 自然との調和を基本としながら、持続的かつ自立的な発展に向けて、地域特性を生かした産業の誘導・集積を図るとともに、観光業、環境・エネルギー産業等の今後成長が期待される企業立地や産業振興を進めます。

＜戦略的まちづくりに係る土地利用の方針＞

＜観光交流＞

- 世界自然遺産にふさわしい生物多様性の確保に向けた自然の保全に加え、自然を活用しながら奄美の文化を継承し、観光交流を誘導する土地利用を進めます。

＜共生定住＞

- 効率の良いコンパクトなまちづくりを進めるため、市街地や集落地域における集約的土地利用を図るとともに、良質な緑地や自然地を確保しながら都市の質を高めます。

＜「土地利用の方針」の体系＞

体系	
(1) 市街地（用途地域内）	①住宅地 ・ 中心拠点及びその周辺の住宅地 ・ 郊外住宅地
	②商業・業務地 ・ 中心拠点周辺 ・ 沿道商業地
	③工業・流通業務地（臨港地区） ・ マリントウン地区 ・ その他漁港地区 ・ その他工業地
(2) 集落（シマ）地区	・ 地域生活拠点地区 ・ 農村・漁村集落地区 ・ 集落（シマ）地区
(3) 農地・山林	①農地 ・ 農地の保全 ・ 農地の活用
	②山林 ・ 山林の保全 ・ 山林の活用
(4) その他自然環境	・ 奄美国立公園 ・ 海岸部 ・ 観光・交流拠点① ・ 観光・交流拠点②
(5) その他土地利用の規制誘導	①都市計画区域の見直し
	②用途地域等の見直し ・ マリントウン地区 ・ その他
	③地区計画等の指定
	④その他都市計画区域外の開発

(1) 市街地（用途地域内）

- 地域特性や都市基盤の整備状況、市街地開発事業などの取組状況を総合的に考慮した上で、用途地域、地区計画制度など都市計画の手法を適切に組み合わせ、住居系、商業・業務系、工業・流通系などの用途に応じた秩序ある土地利用を進めます。
- 地形的な制約、都市構造の展開を踏まえ、効率の良いコンパクトなまちづくりを進めるため、土地の高度利用、複合的な利用を図るとともに、良質な緑地や自然地を確保しながら都市の質を高めます。

①住宅地

<中心拠点及びその周辺の住宅>

- 市街地中心部及びそれに連担する名瀬港沿岸の住宅地は、都心部の商業・業務機能に近接する利便性に優れた市街地居住地として位置づけ、土地の高度利用、複合的な土地利用など、利便性の高い、快適な居住地としての整備を進めます。
- また、都市機能が集約する利便性の高い市街地として、高齢者や子育て世代などに配慮した都市型住宅の立地を促進します。



<名瀬中心部の市街地>

<郊外住宅地>

- 大熊・有屋地区及び小宿・朝仁地区は、基本的には住居系土地利用を主体とした郊外居住地として位置づけ、これに必要な都市基盤整備や公共公益施設等の配置により住環境の向上を図ります。
- また、現国道58号及び県道名瀬瀬戸内線沿道については、商業・業務系土地利用との共存を図りつつ、沿道型商業複合地としての土地利用を進めます。



<小宿地区の市街地>

②商業・業務地

＜中心拠点＞

- 市役所や既存商店街が立地する中心拠点地区は、本市のみならず、奄美群島全体の中心的な商業・業務機能を担う地区として位置づけ、業務機能の高度化・集約化等を誘導し、より一層魅力的な商業・業務地としての整備を進めます。
- 多様な人・コトの出会いや賑わいが生まれる場として、交流センター、文化機能、各種高次都市機能の誘導を図ります。
- 誰もが訪れやすい拠点の形成に向けて、駐車場・駐輪場などの商業基盤整備や回遊道路の整備他、もてなし空間の創出を進めます。
- 名瀬港本港地区（マリンタウン地区）においては、中心拠点として一体的なみなとまちづくりを推進し、奄美市の海の玄関口にふさわしい、都市機能の誘導や道路、歩道及び緑地等の整備を進めます。



＜商店街(ティダモール)＞



＜AiAiひろば＞



＜名瀬新港フェリーターミナル＞

＜沿道商業地＞

- 現国道58号、県道名瀬瀬戸内線、県道名瀬龍郷線沿道等については、地域の利便性を高める生活サービス機能や業務機能を誘導するとともに、これら商業・業務系土地利用との共存を図りつつ、沿道型商業複合地としての土地利用を進めます。
- 小宿・朝仁地区における東西横断線・三儀山ルート、大熊・有屋地区の国道58号バイパス整備に併せて、既存道路との交差部周辺においては、新たな商業機能を配置し、地区居住者の生活利便性の向上を図ります。



＜県道名瀬龍郷線沿線の店舗の立地＞

③工業・流通業務地（臨港地区）

- 港湾業務や流通機能を含む工業系土地利用については、基本的に臨港部埋立地への集約化を図り、住居系土地利用との分離を行います。

＜名瀬港臨港地区・マリントウン地区＞

- 名瀬港の湾岸地区は、広域的な交通網が整備された地区であることから、港湾業務関連用地として位置づけ、港湾業務関連及び産業系土地利用を集約配置します。また、既存産業の活性化と同時に新たな基幹産業の育成、開発を誘導し、これにより港湾機能の拡充を図ります。

＜その他漁港地区＞

- 大熊漁港などの漁港周辺地区は、水産業関連施設用地として位置づけ、既存の水産業関連機能の高度化を図るとともに、6次産業など観光や商業と結びつけた、地域資源活用型産業の育成を誘導します。

＜その他工業地＞

- 名瀬湾岸や鳩浜地区、有仲地区の工業地については、周辺住宅地の環境を保全しつつ、柔軟な立地規制誘導を検討します。

（2）集落（シマ）地区

- 集落（シマ）の有形・無形民俗文化財をはじめとして、地域独自の文化を保存するとともに、コミュニティを維持していくため、日常生活サービス機能の確保や適正な土地利用の誘導を検討します。
- 豊かな自然環境など地域特性を生かした良好な居住環境を維持するため、開発と保全のバランスのとれた土地利用を誘導します。

＜地域生活拠点地区＞

- 日常に必要な都市機能が集積し、地域生活の拠点となる赤木名地区周辺においては、生活サービス機能、交通拠点の維持や誘導を図ります。
- 赤木名地区（笠利総合支所）、住用総合支所周辺、住用観光拠点（東城地区）及び集会所（公民館）やその他公共サービス施設が集積するなど、様々な機



＜赤木名の市街地＞

能を組み合わせることで、地域の生活を支える拠点づくりを進めます。

- 道の駅奄美大島住用・黒潮の森マングローブパーク、住用観光拠点（東城地区）については、観光客の買い物・情報発信及び交流などに加え、地域住民の生活サービスの提供や交通拠点の形成など、複合的な役割を担う地域の拠点施設としての活用を進めます。
- 地域の生活を支える拠点づくりにあたっては、核となる施設の整備・誘導に加え、訪問販売・サービス等のソフト施策との連携の他、地域を支える新たな交通体系との連携を進めます。



＜住用総合支所＞



＜奄美市ひと・もの交流プラザ＞

＜農村・漁村集落地区＞

- 自然環境との調和を図りながら、やすらぎのある農村環境、漁村環境の実現による定住促進を図ります。
- 集落環境を維持していくには、定住人口を維持していくことに加え、交流人口を増加していくことも必要です。このため、地域特有の伝統・文化等を活かし、グリーン・ツーリズム、ブルーツーリズム等、農村・漁村のライフスタイルを実感できる体験メニューの開発による都市と農村の交流を促進します。



＜笠利地域の集落＞

＜集落（シマ）地区＞

- 本市には、「シマ」と呼ばれる集落単位があり、地形的な制約からもそれぞれ独自に発展してきた伝統芸能や文化が息づいています。今後も、各集落の伝統芸能や独自の文化を保存するとともに、コミュニティを維持していくため、定住の促進や交流人口の拡大に向けた取り組みを進めます。



＜シマ文化：宇宿稲すり踊り＞



＜シマ文化：戸玉の網つけ漁＞

（３）農地・山林

- 良好な都市環境の形成、水源のかん養、災害の防止等、多くの公益的機能を持っている農地や森林などについて、農業・林業施策などによる保全を図るとともに、必要に応じて開発を抑制し、計画的な保全を図ります。
- 農地や森林などが持つ防災機能や生物多様性の保全などに配慮しつつ、市民が自然環境や農業・林業にふれることのできる場を形成します。また、このような取り組みを通じて、都市住民と農業者との交流・連携による地域の活性化や、農地・森林の荒廃防止及び活用を図ります。

①農地

＜農地の保全＞

- 農業生産基盤整備が実施された農地及び今後実施が見込まれる優良な農地については、関係機関との連携により、農業振興地域制度や農地転用許可制度等との適正な調整及び長期的視野に立った秩序ある土地利用を進め、優良農地の確保・保全に努めます。



＜笠利地域の農地＞

＜農地の活用＞

- 「食」と「農」のつながりを身近に感じる農業体験などグリーン・ツーリズムの推進等により、観光と連携した新たな農業の展開を図ります。

②山林

＜山林の保全＞

- 森林資源の健全な育成・保存を図るため、適地適木の造林・保育を推進します。また、森林のもつ水源のかん養、土砂の流出・崩壊防止及び生活環境の保全等の多様な公益的機能の高度発揮を図ります。



＜山林(あかざき公園)＞

＜山林の活用＞

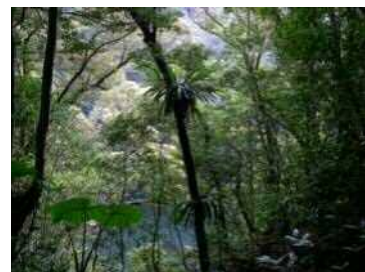
- 森林ボランティアの育成など体験学習等の支援体制を整備するとともに、小・中学生を対象とした森林環境教育を推進します。

(4) その他自然環境

- 農地・山林に加え、豊かな自然環境は、後世に受け継ぐ資産として維持・保全を図ります。
- 自然公園法や各種計画との連携を図り、世界自然遺産にふさわしい生物多様性を保全し、自然と共生してきた文化を大切にしながら自然の恩恵を持続的に享受して、豊かな暮らしが営まれる社会を創ります。(奄美大島生物多様性地域戦略)
- 良好な自然環境を有する市街地を取り囲む山岳地帯や海岸部については、今後とも自然の風致を維持しつつ、都市と自然との環境共生に努めます。

＜奄美国立公園＞

- 奄美群島国立公園に指定される豊かな自然環境及び伝統・文化等の地域資源を適切に保護するとともに、保護と利用の調和に配慮しながらこれらの地域資源を有効に活用することにより、交流の拡大及び地域の振興を図ります。
- 奄美群島の自然環境の魅力に対する住民自身の認識を深め世界自然遺産に対する地元の理解や意識の高揚を図るとともに、希少野生生物の保護や奄美群島の自然等について適切な知識を有するガイドの育成、環境への負荷ができる限り低減される循環型社会の形成、自然環境に配慮した公共事業の実施など、世界自然遺産の登録に向けた取組を進めます。



＜金作原(きんさくばる)原生林＞



＜奄美の固有種(ルリカケス)＞

＜海岸部＞

- 国立公園に指定されている海沿岸部の海浜や良好な眺望景観を有する海岸部では、優れた自然環境を有することから、今後ともその保全に努めます。



＜大浜海浜公園からの眺望＞

＜観光・交流拠点①＞

- 金作原原生林、マングローブなど、奄美の特徴ある自然環境を有し、観光拠点として活用が図れる拠点地区については、その自然環境を保護するとともに、市民のレクリエーション利用、観光客に向けた整備を推進します。特に、マングローブパ



＜マングローブ＞

ーク周辺については、国立公園へ訪れる人が奄美群島の地形や生物等の自然環境の多様性・固有性や、伝統的な人と自然との関わりを感じることができる交流・情報発信施設の整備を検討します。

＜観光・交流拠点②＞

- 名瀬総合運動公園、太陽が丘運動公園等については、スポーツアイランド構想を踏まえ、恵まれた自然、人情などをベースに奄美をスポーツマーケットとして情報発信し、これに対する受入を新たなリーディング産業の推進を図ります。このため、市民の健康増進、レクリエーション利用のニーズ、また、島外からの観光客やスポーツ合宿のニーズの高まりに対応し、より質の高い施設環境の提供、利用促進を目指し施設の再整備、施設周辺整備の検討を進めます。



＜名瀬総合運動公園＞



＜あやまる岬観光公園＞

（５）その他土地利用の規制誘導

- 人口減少という大きな社会変化の潮流の中、拡大を基調とした都市づくりからの転換を図り、奄美の特性を活かしたコンパクトなまちづくりに向けて、土地利用に係る制度を適切に運用します。

①都市計画区域の見直し

- 今後の開発動向等を見ながら、現在の都市計画区域外を新たに都市計画区域に編入することも含めて、必要に応じて、都市計画区域の再編を検討します。

②用途地域等の見直し

＜マリンタウン地区＞

- マリンタウン地区については、埋立事業の完成に併せて、「みなとまち名瀬」の玄関口として、交通結節拠点、広域物流拠点及び中心拠点として都市機能を誘導するなど、計画的な土地利用の推進に向けて用途地域や特別用途地区の指定を進めます。

＜その他＞

- 中心拠点における都市機能の集約をはじめ、コンパクトなまちづくりの推進に向けて、行政機能、商業機能など日常生活サービス施設や市民交流・観光交流センターなど交流機能のさらなる集積を誘導するため、地域地区の見直しを行うほか、各種法規制との整合のもと、計画的な土地利用を推進します。

③地区計画等の指定

- 中心拠点地区など、商業・業務施設の集積を進める地区においては、地区計画制度を活用し、土地の高度利用及び良好な都市景観の形成を誘導します。
- 良好な居住環境の保全に向けてまちづくりの機運が高まった住宅団地などにおいて、地区の特性や課題に応じた「まちづくりのルール」として地区計画の策定や条例・協定の締結を支援し、地区にふさわしい土地利用を誘導します。

④その他都市計画区域外の開発

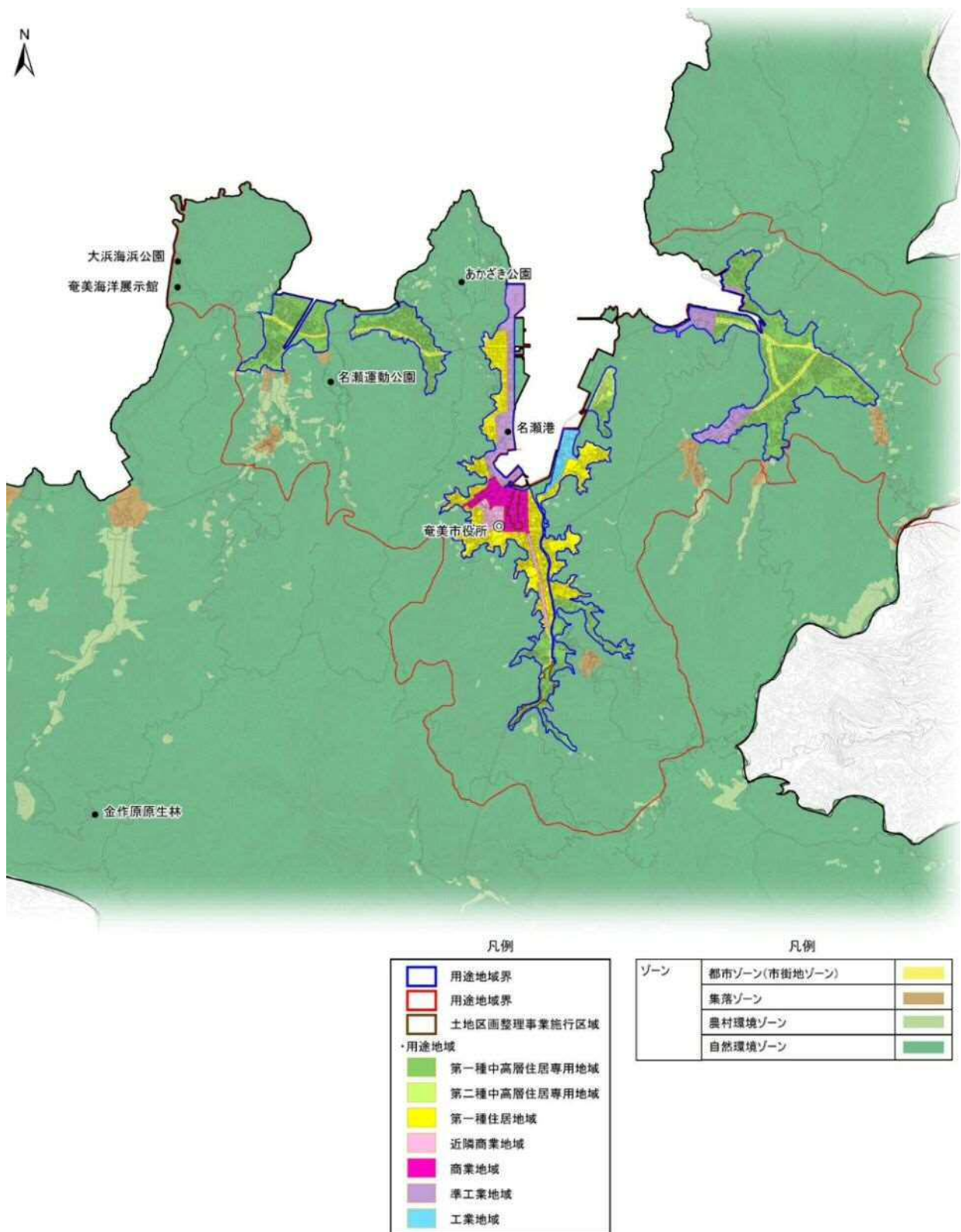
＜自然地域での開発＞

- 世界自然遺産登録に向けた取り組みを進めていますが、登録後は観光需要や開発圧力等の増加が想定されます。このため、奄美の自然やその生態系の保全を第一に、自然公園法等による自然の保護や利用に加え、景観法に基づく景観計画や景観条例等の検討により、景観計画区域の指定や届出制を活用し、景観の保全や適正な土地利用の規制・誘導を図ります。
- 奄美の自然や生態系の保全を基本としますが、地域の観光振興や観光との連携による新産業の創出において必要な開発計画においては、関係機関との調整のもと、計画的な土地利用の推進を図ります。

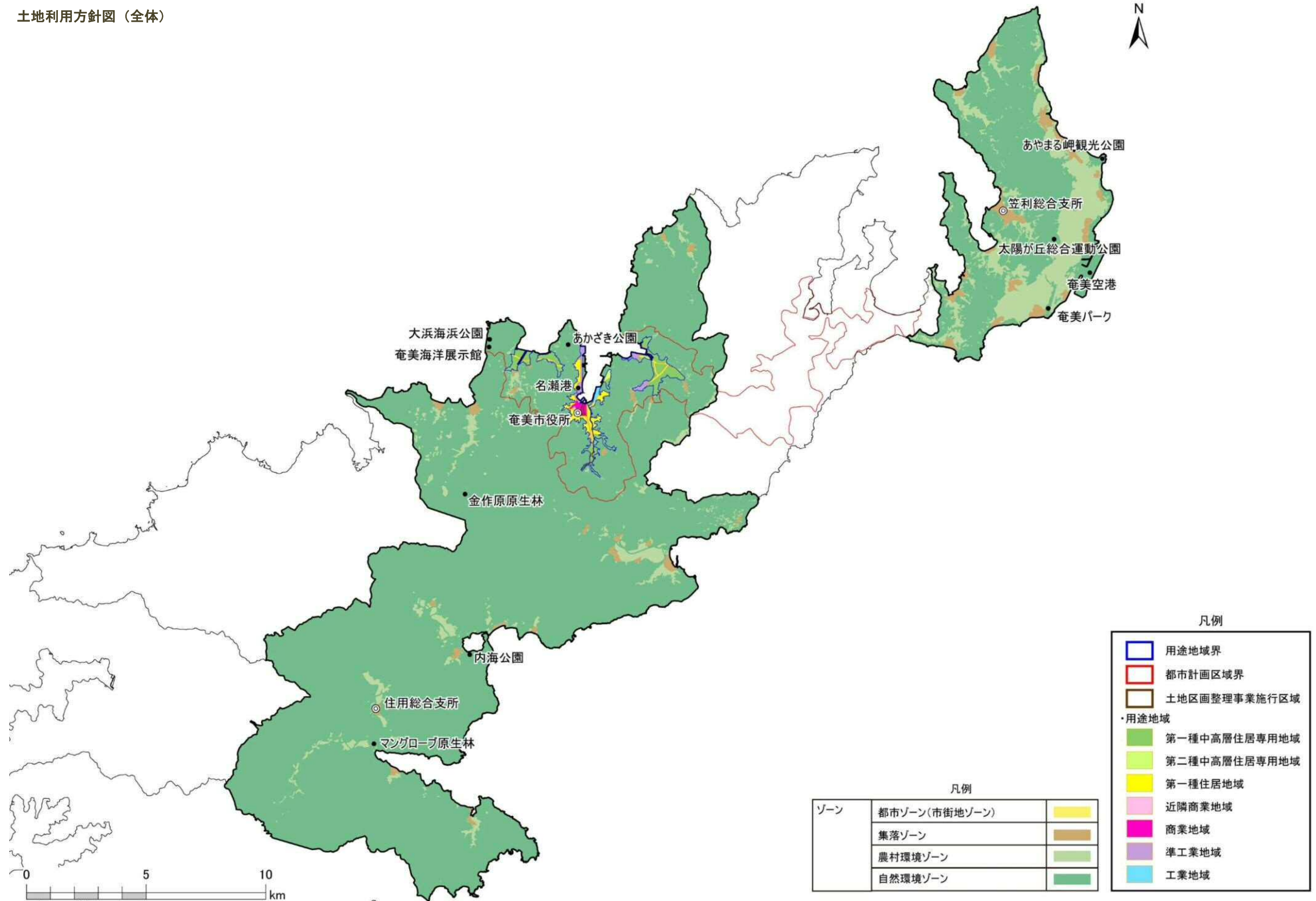
＜企業立地＞

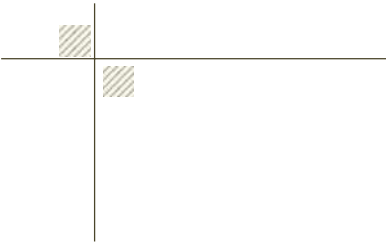
- 本市の魅力ある自然遺産、観光資源を生かした観光業をはじめ、地域の特性を生かして高い付加価値を創出し地域経済の波及効果を及ぼす事業を誘導するため、国や県と連携しながら、立地環境の整備や基盤強化を進めます。
- 新たな市街地開発にあたっては、地域未来促進法による「鹿児島県基本計画」等との連携を図りながら進めます。

土地利用方針図（都市計画区域）



土地利用方針図（全体）





2. 市街地整備の方針

＜市街地整備の基本方針＞

- 奄美らしいコンパクトなまちづくりを実現するため、関連する事業と連携を図りながら、良質で価値の高い市街地を整備します。
- 都市機能を強化し、活力とにぎわいを生み出す都市基盤を形成するため、都心や拠点地区などにおいて、既存ストックを生かした市街地の戦略的な再整備を進めます。
- 人口減少・超高齢化や市街地の経年劣化などに対応し、都市のリノベーション（再構築）により、快適に暮らせる良好な居住環境を確保します。

＜戦略的まちづくりに係る市街地整備の方針＞

＜観光交流＞

- 奄美らしさを感じる景観の創出、優れた自然を観光資源等に積極的に活用します。

＜活力賑わい＞

- 中心市街地やマリンタウン地区等については、活力・賑わいの起点及び拠点として、都市の創出を図ります。

＜共生定住＞

- 効率の良いコンパクトな都市づくりを進めるため、土地の高度利用、複合利用に配慮し、都市のリノベーションを進めます。

＜「市街地整備の方針」の体系＞

体系	
(1) 中心拠点地区	①中心市街地の再編
	②末広・港地区
	③市街地居住地区
(2) マリンタウン地区	①名瀬港マリンタウンプロジェクト
(3) その他既成市街地地区	①南北線・おがみ山ルートとの一体的な市街地整備
	②区画整理事業地区における居住の誘導
	③良好な居住環境の形成
	④市街地の安全性の確保
(4) 進行市街地地区	①小宿地区

(1) 中心拠点地区

- 奄美群島の中心都市にふさわしい商業・業務機能との高次都市機能の効果的な整備を進めていくために、幹線道路などの都市施設の効率的な配置や土地利用の効率化を図ります。
- 安全で秩序ある市街地を形成するため、市街地再開発事業や土地区画整理事業の市街地整備に併せて、用途地域の見直し他、適切な土地利用、建築物形態の規制誘導を総合的に進めます。

①中心市街地の再編

- 中心市街地においては、都市機能が集約したコンパクトで利便性の高い拠点づくりを進めるため、都市基盤の再整備や多様な機能の集積を図ります。特にその整備にあたっては、土地の高度利用や複合利用を進め、都市の再構築により、魅力的な都市空間の創出を図るため、基盤整備等と一体となった市街地整備を進めます。

②末広・港地区

- 末広・港土地区画整理事業地区においては、既存の商業・業務機能の再編と土地の高度利用等を図るため、引き続き土地区画整理事業を推進します。
- 駐車場や買い物広場などの商業基盤整備のほか、市民及び訪れる人が交流する地域交流センターや文化性と娯楽性を合わせ持つ、コミュニティ機能を備えた魅力ある商店街の形成等を誘導します。
- 既存市街地の整備にあたっては、港湾部のマリンタウンプロジェクトとの連携を図りながら、海と街とが調和する「名瀬らしい」市街地の構築を目指します。



＜末広・港土地区画整理事業(左:2017.11 現在の様子、右:整備イメージ)＞

③マリンタウン地区

- 中心市街地と連携を図り、奄美群島の中心都市にふさわしい魅力的な都市空間を創出するため、交流拠点や海浜レクリエーション拠点の整備の整備など、都市機能の誘導や都市施設の整備を進めます。
- マリントウン整備に際しては、市街地開発事業の導入も積極的に検討し、計画的な都市基盤整備及び建築物整備を推進します。また、適切な用途地域の設定、地区計画制度の導入により、マリントウンにふさわしい土地利用、建築物形態の誘導を推進します。
- 公有水面埋立事業の推進及び、自然環境の保全、港湾機能の充実、物流・産業機能の充実を図り、海と人の共存する街を整備します。



＜マリンタウン地区 土地利用方針＞

④市街地居住地区

- 市街地中心部に計画されている国道 58 号バイパス（東西横断線・和光ルート及び南北縦断線・おがみ山ルート）等の整備に伴い、これらの道路整備に関わる沿道地区において、土地区画整理事業等により土地利用の適正化と住宅地の再編を誘導します。

(2) その他既成市街地地区

- 市街地居住地区については、利便性に優れる都市型居住地として、各種事業と連携し、居住環境の改善、都市のリノベーション等に努めます。
- 市街地の安全性を高めるため、災害の危険性がある地区においては、市街地整備に併せた基盤整備の実施やその他災害対策を図るなどし、都市の防災性を高めます。

①南北線・おがみ山ルートとの一体的な市街地整備

- 真名津地区においては、南北線・おがみ山ルート（国道58号バイパス）の整備に伴い、これらの道路整備に関わる沿道地区において、土地の整序化・再編を誘導します。

②区画整理事業地区における居住の誘導

- 大熊地区、輪内地区など土地区画整理事業施行済地区においては、民間住宅建設の誘導をはじめ、市街化の促進を積極的に進めます。

③良好な居住環境の形成

- 市街地居住地区において、地区計画制度の導入により、個性的で計画的なまちづくりを推進するとともに、住民参加によるきめ細やかで多様なまちづくり誘導します。

④市街地の安全性の確保

- 市街地周辺の山裾居住地区のうち、都市基盤整備の遅れている地区については、土地区画整理事業等の導入により居住環境の向上に努める一方、防災公園の整備などにより、都市防災性の強化を図ります。

(3) その他

- コンパクトなまちづくりにおける方向性との整合を図りつつ、開発が進行する地区周辺においては、土地区画整理事業等の検討・実施及び用途地域等の指定を踏まえ定住環境の形成を進めます。

①小宿地区

- 将来的な住宅地需要の増加に対応するために、小宿地区において、既存の集落環境の向上と併せて、新たな市街地開発事業（土地区画整理事業）を行います。
- 上記地区においては、将来的に東西横断線・三儀山ルートの整備が計画されていることから、整備にあたっては両者の整合を図ります。

3. 道路・交通整備の方針

＜道路・交通整備の基本方針＞

- 観光交流、都市間の交流・連携を促進するとともに、災害時の安全性を確保するため、交通結節点、各拠点等を結ぶ交通ネットワークを形成します。
- 中心拠点の魅力・活力の創出や地域の生活利便性を確保するため、拠点とシマ（集落）地区を結ぶ道路ネットワークや公共交通体系を形成します。
- 高齢者や子ども、また観光客等が車に頼らず移動できる交通環境を形成するとともに環境にやさしい都市づくりに向けて、効率的な地域公共交通の整備や回遊性の高い歩行者ネットワークの整備を進めます。
- 持続可能な都市経営の推進に向けて、土地利用計画との連携のもと、効率的な交通体系の構築や施設の維持管理対策を推進します。

＜戦略的まちづくりに係る道路・交通整備の方針＞

＜観光交流＞

- 観光・交流の促進に向けて、奄美空港・名瀬港等のゲートと各種拠点を有機的につなぐ、交通体系の構築を図ります。

＜活力賑わい＞

- 道の島の生い立ちを受け継ぐ、独自の交流圏の中心都市として、ソフト・ハードからの交流のしかけづくりを行い、都市の活力の創出や地域文化の交流を促進します。

＜共生定住＞

- 都市の持続可能な発展と集落（シマ）におけるコミュニティ・文化、生活利便性を維持していくため、拠点を結ぶ公共交通体系の充実を図ります。

＜「道路・交通整備の方針」の体系＞

体系	
(1) 道路整備の方針	①広域的幹線道路
	②都市内幹線道路及び補助幹線道路の整備方針
	③その他生活道路
(2) その他交通施設の整備方針	①歩行者ネットワーク
	②駐車場・駐輪場
(3) 地域公共交通の方針	①地域公共交通
	②その他の交通
	③バスターミナル
(4) 空港・港湾施設の方針	①空港
	②港湾

(1) 道路整備の方針

●道路ネットワークの整備方針

①広域的幹線道路

- 島内外のひと・モノ他の交通拠点となる名瀬港・奄美空港へのアクセス改善及び周辺町村や各地域間を結ぶ広域的な交通ネットワークの強化を図るため、広域的幹線道路の整備を進めます。
- 災害直後の救助、救急、緊急物資の供給等の輸送を円滑かつ確実に実施するため、緊急輸送を確保する広域幹線道路網等の維持・保全や災害時に地域の孤立化等を防ぐネットワークの形成を進めます。

(整備路線)

- 国道58号おがみ山バイパス
- (仮称)三儀山バイパス
- (仮称)有良・大熊バイパス
- 末広港線
- 宮古崎トンネル



<龍郷奄美空港線>



<国道58号>

②都市内幹線道路及び補助幹線道路の整備方針

<都市内幹線道路>

- 現国道58号及び県道名瀬瀬戸内線は、都市計画区域内の市街地間を結ぶ骨格軸として位置づけ、市街地中心部や臨港部と各周辺地区及び広域の連携を強化するための整備を進めます。
- また、湾部に配置する臨港道路についても、港湾業務機能と中心拠点を結ぶ機能的な動線としての道路整備を行います。



<補助幹線道路>

- 上記以外の都市計画道路は、各地区内の骨格道路として位置づけ、交通機能の整備ほか、各地区に適したまちなみ形成や歩行者空間の整備・充実を図ります。



<名瀬港湾地区の道路>

③その他生活道路

- 各集落間の交流促進や住民生活の安全性・利便性の向上を図るため、市民生活に密着した生活道路の整備・改善を推進します。

（２）その他交通施設の整備方針

①歩行者ネットワーク

- 中心拠点においては、「歩いてアクセスする」ことを基本とするため、様々な都市機能及び駐車場やバスターミナル相互を結ぶ、安全で快適な歩行者ネットワークの配置を行います。特に末広港線については、安全な動線としての機能だけではなく、「名瀬らしさ」の象徴である、海と都市との一体性や連続性を実感できる、魅力的なネットワークの主軸としての整備を図ります。
- その他、都市機能、観光機能が集積する拠点地区等についても、回遊性の向上や安全・安心・快適な歩行者空間の創出に向けた整備を進めます。



＜名瀬市街地の歩道＞



＜名瀬市街地のポケットパーク＞

②駐車場・駐輪場

- 自動車と公共交通の分担バランスや、地区ごとの駐車需要特性に応じて官民が適切な役割分担を行い、既存駐車施設の有効利用を含めた総合的な駐車対策を進めます。
- 中心拠点の駐車場整備にあたっては、利便性の向上、分かり易さの改善や、歩車分離により地区の回遊性を高めるため、駐車場の集約配置を進めます。また、庁舎建設、（仮）市民交流センターなど、都市機能の集積に向けた公共施設の整備・改築に併せて、駐車場・駐輪場の整備を進めます。
- その他、都市機能、観光機能が集積する拠点地区等についても、訪れやすさの向上に向けて、効率的な駐車場・駐輪場の整備を進めます。

(3) 地域公共交通の方針

①地域公共交通

- 本島では、バスが唯一の公共交通機関であり、交通弱者等にとっては、住民生活をおくる上で欠かすことのできない交通手段です。また、急激な人口減少や高齢化が進む中で、公共交通の役割は大きく、効率的に維持していくことが重要です。このため、近隣町村と連携し、各地域・集落等を円滑に連絡する交通手段の維持を図るため、交通弱者等の島内移動ニーズに対応した持続可能な地域公共交通を促進します。



＜しまバス＞

②その他の交通

- 路線バスが通っていない公共交通空白地域については、高齢者等の移動手段を確保するため、デマンドバス、乗り合いタクシーなど、新たな公共交通について検討します。
- 生活サービスが集積する拠点地区（中心拠点、地域生活拠点、小さな拠点他）へ、誰もが訪れやすい交通体系の構築を進めます。
- 新たな交通体系の検討にあたっては、自動運転サービスの取り組みをはじめ、ICTを活用した取り組みを国や県、また民間と連携しながら進めます。

③バスターミナル

- 末広・港土地区画整理事業や高次都市機能の整備に併せて、測候所跡地周辺にバスターミナルを整備します。整備にあたっては、陸の玄関口として交通結節機能の強化を図るため、その他交通、情報発信機能との連携による移動の連続性の確保、歩行者ネットワークとの連携による回遊性の向上及び各種都市機能との連携により、交流・賑わいの創出を図ります。
- 観光客にとって分かり易く、訪れやすい中心拠点の形成を進めるため、奄美空港（空の玄関口）、名瀬港（海の玄関口）と中心拠点を結ぶ公共交通体系の充実を図ります。



参考：福岡県飯塚市 吉原町1番地区市街地再開発（バスターミナル）

(4) 空港・港湾施設の方針

①空港

- 奄美空港については、島内外交流の重要な拠点施設であり、航空機の安全運行及び利用客の利便性の向上を図るため、設置者（県）と連携し、施設の改修、機能の向上及び適正な管理に努めます。また、住民の利便性向上、交流人口の拡大、物流の効率化、空港経営への支援制度の充実に向けて、国・県と連携し取り組みます。



<奄美空港>

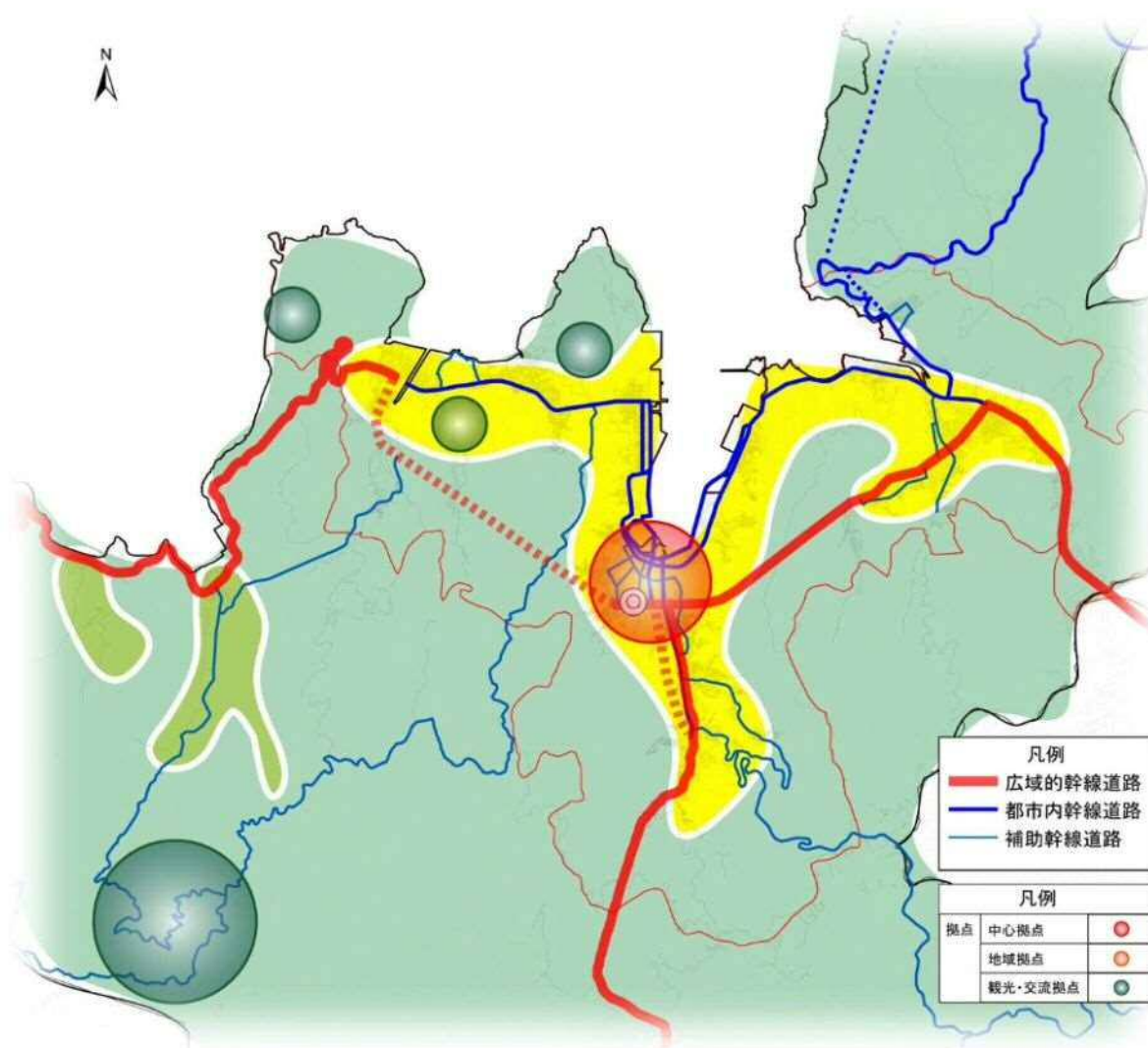
②港湾

- 名瀬港については、船舶や旅客の安全性・利便性の向上、物流の効率化を図るため、国や県と連携し、引き続き外郭施設や臨港道路及び旅客施設等の整備・改善を促進します。また、名瀬港本港地区（マリントウン地区）については、大規模地震発生後の物資の緊急輸送や住民避難の拠点を確保するため耐震岸壁や防災拠点となる緑地の整備を促進します。
- 各集落の港湾・漁港については、船舶の安全な運航と漁業の振興等に寄与する港として、既存施設の整備・改善や適正な維持管理に努めます。

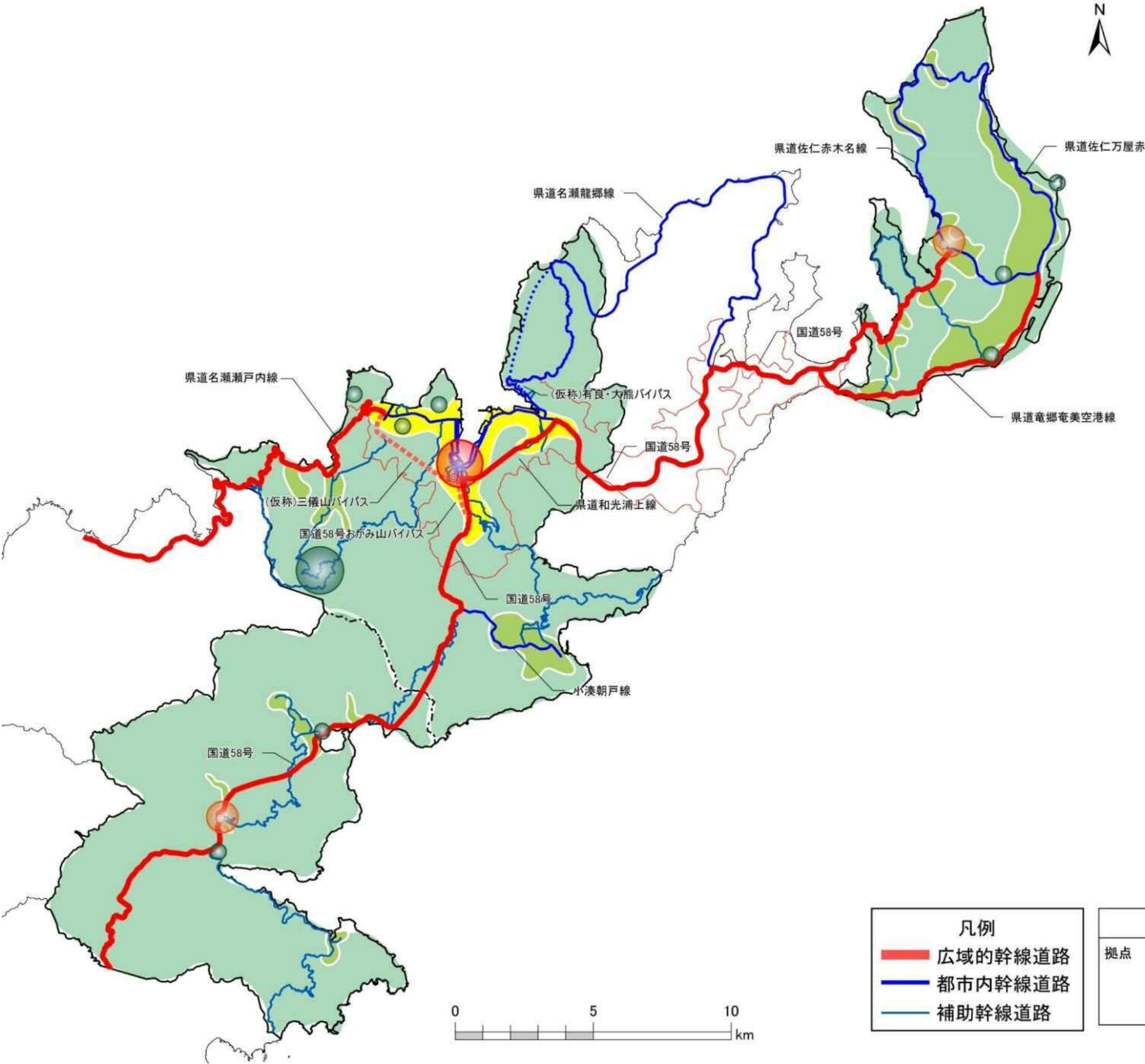


<名瀬港>

道路網方針図（都市計画区域）

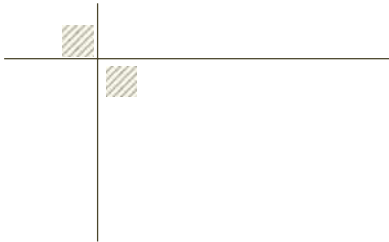


道路網方針図（全体）



凡例	
—	広域的幹線道路
—	都市内幹線道路
—	補助幹線道路

凡例		
拠点	中心拠点	●
	地域拠点	●
	観光・交流拠点	●



4. 公園・緑地整備の方針

<公園・緑地整備の基本方針>

- 環境保全、生物多様性の保全、健康づくりや多様な人々の交流の促進、レクリエーションの場の提供、都市防災、良好な景観の形成及び地球温暖化対策等の視点を踏まえて、計画的に整備します。
- 持続可能な都市経営の推進に向けて、「公園長寿命化計画」と連携し、既存公園を有効に活用するとともに、その他緑地資源を有効かつ複合的に活用し、効率的な整備・改善を推進します。
- 山、川、海といった恵まれた自然などを効果的に活用し、人々が憩い、安らぐ場を整備します。

<戦略的まちづくりに係る道路・交通整備の方針>

<観光交流>

- スポーツアイランド構想、各種体験型ツーリズムをはじめ、観光・交流を促進する公園整備を進めます。

<活力賑わい>

- 既存公園を有効に活用するとともに、少ない土地を有効に活用するため、観光交流機能、社会福祉機能（保育所など）との一体的な利用を促進します。

<共生定住>

- 住民・事業者との連携により、公園等の適切な維持管理やマネジメント体制を構築します。

<「公園・緑地整備の方針」の体系>

体系	
(1) 公園整備の方針	①公園整備の方針
	②住区基幹公園等身近な公園の整備
	③都市基幹公園等大規模公園の整備
(2) 都市緑地整備の方針	①市街地緑地の保全と緑化の推進
	②自然環境の都市緑地としての活用の方針
(3) 公園のマネジメント (維持管理)	①公園の維持管理
	②パークマネージメントの推進

(1) 公園整備の方針

①公園整備の方針

<公園の確保>

- 良好な生活環境を創出するため、「奄美市都市公園条例」と連携し、都市公園の確保に努めます。

表：住民一人当たりの都市公園面積

区域	住民一人当たりの規模 (㎡/人) 目標	住民一人当たりの規模 (㎡/人) 現状
奄美市	10 ㎡/人	
用途地域内	5 ㎡/人	

<公園の有効活用>

- 少ない土地を有効に活用するとともに、施設の維持管理等の効率化を図るため、地域の身近な憩いの場、防災機能の確保の他、保育園等の社会福祉施設や交流機能と連携した複合的な利用など、地域の特性に応じた公園整備や公園の利用を進めます。

②住区基幹公園等身近な公園の整備

<名瀬市街地地域>

- 名瀬市街地地域では、今ある公園を有効活用し、老朽化した公園の改善や利用しやすい公園整備に向けた再整備を進めます。
- 公園の再整備等にあたっては、ユニバーサルデザインや施設の長寿命化に配慮するとともに、地区特性を踏まえながら奄美らしいイメージを演出する整備を進めます。



<参考：あさひ公園鳥瞰図>

<名瀬中心拠点周辺>

- 中心拠点周辺の公園・緑地等の整備にあたっては、地区の回遊性や滞留性を高めるため、歩行者ネットワークや河川・沿道緑地など水と緑のネットワークとの連携を進めます。また、奄美らしい空間の演出のため、景観に配慮した整備を進めるとともに、利用者が憩い・楽しみ・交流する場として整備を進めます。



<遊歩道>

＜集落（シマ）地域＞

- 街区公園の緑の機能確保に当っては、少ない土地を有効に活用するとともに、地域の日常的な憩い・交流空間としての機能を高めるため、集会場などに公園緑地機能を確保したり、身近な屋敷林や民有地の有効活用を図ります。
- 近隣公園がもつ緑の機能確保にあたっては、学校や民有地など地域の身近な緑資源の有効活用を図ります。
- その他、環境、防災等の観点から身近な公園が不足する地域では、農村公園等の整備について検討します。



＜集会場＞

③都市基幹公園等大規模公園の整備

- 大規模公園については、開園後 20～30 年以上が経過している施設もあり、施設の老朽化が進み、機能不足やバリアフリー化されていない施設も目立っています。このような状況において、市民の健康増進、レクリエーション利用のニーズ、また、島外からの観光客やスポーツ合宿のニーズの高まりに対応し、より質の高い施設環境の提供、利用促進を目指し以下の方針により再整備の検討を推進します。
- マングローブパークなど、奄美の特徴ある自然環境を有し、観光拠点として活用が図れる拠点地区については、その自然環境を保護するとともに、市民のレクリエーション利用、観光客に向けた整備を推進します。（再掲）
- 名瀬総合運動公園、太陽が丘運動公園等については、スポーツアイランド構想※を踏まえ、市民の健康づくりやスポーツの振興に加え、スポーツキャンプの誘致や国際大会に係るスポーツ合宿の誘致に向けて、質の高い施設環境の整備や施設周辺整備の検討を進めます。



＜あやまる岬観光公園＞



＜マングローブパーク＞



＜名瀬総合運動公園＞

※スポーツアイランド構想：「スポーツで癒す島」を基本理念と定め、恵まれた自然、人情などをベースに奄美をスポーツマーケットとして情報発信し、これに対する受入を新たなリーディング産業として位置づけようとする構想のこと。

（２）都市緑地整備の方針

①市街地緑地の保全と緑化の推進

- 魅力的な都市空間を創出するため、市街地に近接する自然環境や市街地内に分布する緑地を保全します。
- おがみ山と高千穂神社間の市営墓地についても、園内の参道（緑道）の整備や周辺の自然環境との調和を図りながら、この後、市街地近郊の緑地としての位置づけを検討します。
- 市街地の緑は、ヒートアイランド現象の緩和や環境にやさしいまちづくりや歩きやすい市街地の創出につながっていくことから、街路樹の整備、民有地緑化や屋上緑化など事業者との協働による市街地緑化を進めます。



＜おがみ山公園＞



＜緑地の駐車場＞

②自然環境の都市緑地としての活用の方針

- 都市を取り巻く自然環境については、基本的に保全を図りますが、特に市街地と隣接する区域については、都市環境に潤いを与える要素であるとともに、都市と自然との共存を図っていく本市の「まちづくりの理念」を象徴するエリアとも考えられる。このため、こうした自然環境の維持、保存と併せて、市街地内においても宅地や道路などの公共空間の緑化を積極的に図ります。

（３）公園のマネジメント（維持管理）

①公園の維持管理

- 身近な公園については、地域住民との協働により、公園整備や公園の維持管理に向けた取り組みを進めます。
- 大規模公園等については、指定管理者により、民間事業者と連携しながら、効率的な維持管理に努めます。

②パークマネジメントの推進

- 公園の維持管理を進めるにおいては、地域の魅力・地域の価値を高め、経営的な感覚で地域ニーズに対応するなど、パークマネジメントの観点にたった取り組みを進めます。

5. 上・下水道整備の方針

＜上・下水道整備の基本方針＞

- 将来にわたって安全でおいしい水を安定して供給するため、上水道の整備を進めます。
- 安全で快適な市民生活を確保するとともに、美しく豊かな水環境を保全していくため、下水道等の整備を推進します。

＜戦略的まちづくりに係る上・下水道整備の方針＞

＜共生定住＞

- 計画的な上下水道施設の整備や維持更新により快適な生活環境の整備につとめます。

＜「上・下水道整備の方針」の体系＞

体系	
(1) 上水道整備の方針	—
(2) 下水道整備の方針	①下水道整備
	②下水道施設の適切な維持管理

(1) 上水道整備の方針

- 安全で安定した生活用水を供給するため、計画的に水道施設のネットワーク化や老朽化した施設の更新を進めます。

(2) 下水道整備の方針

①下水道整備

- 快適な生活環境の改善や公共水域の水質保全のため、計画的な下水道施設の整備や維持管理の適正化を推進します。
- 名瀬地域では「ストックマネジメント計画」と連携しながら、土地利用及び市街地整備に併せて計画的に公共下水道の整備・改善を進めます。
- 住用地域、笠利地域など下水道整備区域外においては、農業集落排水事業、合併処理浄化槽などによる対策を進めます。

②下水道施設の適切な維持管理

- 将来にわたって安定した下水道のサービスを提供するため、計画的な改築を行い、適切な維持管理に取り組みます。
- 名瀬地域では「ストックマネジメント計画」と連携し、下水道施設の改築更新に取り組みます。

6. 名瀬港湾整備の方針

<名瀬港湾整備の基本方針>

- 奄美観光の海の玄関口として、また島民生活を支える物流の拠点として、都市の発展を支える都市空間として整備を進めます。
- 近接する市街地と連携したみなとまちづくりを推進し、玄関口にふさわしい賑わい空間の整備を進めます。
- 市民の安全・安心な生活を支えるため、震災等の災害時における緊急物資の輸送に資する港湾機能の充実強化を図ります。

<戦略的まちづくりに係る名瀬港湾整備の方針>

<観光交流>

- 奄美観光の海の玄関口として、交通結節機能の強化を図ります。

<活力賑わい>

- 中心拠点と一体となったまちづくりにより、賑わい空間の整備を進めます。

<「名瀬港湾整備の方針」の体系>

体系	
(1) 名瀬港湾の整備（全体）	①名瀬港湾の方向性
	②名瀬港湾の整備方針
(2) 地区毎の整備方針	—

（１）名瀬港湾の整備（全体）

①名瀬港湾の方向性

- 「名瀬港港湾計画」と連携し「島民の安心で豊かな生活を支える生活密着型港湾としての機能を向上させるとともに、地域経済発展の柱と位置づけられる観光産業の発展に寄与する」港湾を目指し、各種整備を推進します。

②名瀬港湾の整備方針

- 流通及び交流拠点としての機能を強化するため、ふ頭の再編、充実を図ります。
- ふ頭間の円滑な交通を確保するとともに、中心拠点や周辺地域へのアクセスを強化するため、臨港交通体系の充実を図ります。
- 海の玄関口として、港を訪れる人々に快適で潤いのある環境を提供するため、親水空間の確保を図ります。
- 良好な景観の形成や自然環境との調和を図りつつ、島民の生活を支え、観光振興に資する機能の充実を図ります。
- 人々の安心な生活を支えるため、震災等の災害時における緊急物資の輸送に資する港湾機能の充実強化を図る。

（２）地区毎の整備方針

<立神地区>

- 現在の自然環境を保全し、地域住民や訪れる人の休憩・散策の場として親水空間の整備を進めます。

<長浜地区>

- 現在の施設を有効に活用し、プレジャーボートを収容するマリーナや、緑地等を整備するとともに、観光船バースを整備し、新たな交流空間の形成を進めます。

<新港地区>

- 島内住民の利用や訪れる人にとって快適な玄関口として環境整備や空間演出を図ります。

<本港地区>

- 新たな都市核の形成に向けて、「マリンタウンプロジェクト」の実施を推進します。
- 具体的には、「東シナ海に臨む海の玄関口にふさわしい港湾都市の建設」を目指し、「①港湾機能と都市機能が一体となったシンボル空間の形成」「②港湾の流通・生産機能の再編成」「③利用者、市民にとって快適な港湾環境の創出」

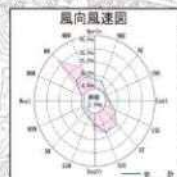
を目指して、都市機能の集約、計画的な土地利用の推進、玄関口にふさわしい都市空間の創出を進めます。

<小浜地区>

- 御殿浜公園は“島建て”のまちづくりにおいて「祭りの庭」を示す御殿（ウドン）を冠した公園であり、今後も親水空間としての機能を保持します。

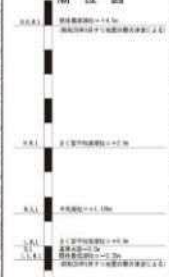
<佐大熊地区>

- マリントウン計画に併せて、貨物船及び物流拠点の移転が進んでおり、今後も物流拠点としての施設の維持を進めます。
- 離島と本土を結ぶヘリポートの移転・整備を進めます。
- 新たな海水浴スポットとして整備するとともに、周辺の海岸環境の整備・修景を進めます。



註冊編號	平遠3號—平遠12號
經銷商	廣東省城

潮位圖



電話時間 星期一至五 09:00-18:00

杭州通信 第十版 海上保安部 海上保安部



1:10,000

7. 住まい・住環境整備の方針

<住まい・住環境整備の基本方針>

- 奄美市が持つ豊かな自然や歴史・文化を生かし、多様な住み方が出来る住環境の創出を図ります。

<戦略的まちづくりに係る住まい・住環境整備の方針>

<共生定住>

- 誰もが安全・安心かつ快適に住み続けることができる住まい・住環境を維持していくため、民間との連携や効率的な施設の維持・改修・建替えを進めます。

<「住まい・住環境整備の方針」の体系>

体系	
(1) 良好な住まい・住環境の創出	①街なか居住に資する魅力的な住まいづくり
	②奄美の特徴を生かした魅力ある住まいづくり
	③安全・安心の住まいづくり
	④定住促進に向けた取り組みの推進
(2) 公営住宅の整備・改善	①公営住宅の整備・改善
	②良質な公営住宅と周辺環境の創出

(1) 良好な住まい・住環境の創出

①街なか居住に資する魅力的な住まいづくり

- 市街地の再編や新たな宅地開発に併せ、優良な賃貸住宅や共同住宅等の整備による街なか居住を促進し、多様な世代が居住する人と街にゆとりとふれあいのある中心拠点の形成や、利便性の高いコンパクトシティの形成に努めます。
- 福祉や公共サービスなどの様々な都市機能の再編を進めて行く中で、サービス付き高齢者住宅の整備、子育て世代に対応した住宅整備など、都市的サービスと結びついた住宅整備に努めます。

②奄美の特徴を生かした魅力ある住まいづくり

- 奄美の美しい自然環境との共生を図るため、長期優良住宅の建設やリフォームの実施、省エネルギー、自然エネルギーの導入など、長期に渡って住宅を使用し環境負荷の少ない健康に配慮した住まいづくりを促進します。
- 奄美の気候・風土に適した伝統工法による家づくりや特徴ある集落の街なみ景観等を、地域の宝として維持・保全・継承します。

③安全・安心の住まいづくり

- 山裾地区の土砂災害危険区域等においては、県と連携し「防災対策工事」や「がけ地近接住宅等移転事業」等を促進し、防災面の強化と生活環境の向上に努めます。
- 「奄美市建築物耐震改修促進計画」にもとづき、耐震診断・耐震改修を進めるための国等の補助制度に関する情報発信を進め、住宅の耐震性能の向上を促進します。

④定住促進に向けた取り組みの推進

- まちなか居住、田舎暮らしなど、人々のライフスタイルや価値観に応じて多様な住まい方ができるよう、奄美市の特性を生かした居住環境の創出を図ります。
- 空き家活用、移住検討者への情報提供など、奄美市への住み替えやU I J ターン希望者に対する情報発信や支援などに対する取組を進めます。

（２）公営住宅の整備・改善

①公営住宅の整備・改善

- 「奄美市住生活基本計画（住宅マスタープラン）」「住宅等長寿命化計画」と連携し、公営住宅の整備を進めます。
- 老朽化した公営住宅については、今後の住宅需要や市の効率的な財政運営を踏まえ、公営住宅の統廃合・集約、また長寿命化に向けた改修、建替えを進めます。

②良質な公営住宅と周辺環境の創出

- 高齢者、障がい者等の地域における福祉拠点を構築するため、公営住宅等の建替えにあわせて民間事業者等との協働による医療・福祉サービス施設や子育て支援サービス施設等の生活支援施設の設置を検討します。
- 地域活力向上の中心となる子育て・若年世代が暮らしやすい環境とするためにも、公営住宅への優先入居や民間賃貸住宅の整備水準向上促進、延長保育をはじめとした安心して子育てできる住環境づくりなど、ハード・ソフトをあわせた取組みを展開します。
- 緑豊かなオープンスペースの創出、周囲の街なみや地域の歴史・文化に配慮したデザインなど、公営住宅建設が地域の街なみ景観のモデルとなり、その後の良好な景観づくりを誘導するような整備を推進します。

8. 景観整備の方針

<景観整備の基本方針>

- 奄美の歴史・文化を伝える魅力的な資源や豊かな水と緑に囲まれた自然を生かして、個性的で魅力ある景観の形成に取り組みます。

<戦略的まちづくりに係る景観整備の方針>

<観光交流>

- 世界自然遺産に登録された奄美の美しい自然を骨格として、景観の保全・創出により、観光の振興や人と自然の交流を創出します。

<活力賑わい>

- 市民・事業者との協働による景観整備により、賑わいある都市づくりを推進します。

<「景観整備の方針」の体系>

体系	
(1) 奄美らしさを演出する景観の保全・創出	①自然景観 ・ 自然景観の保全 ・ 観光拠点・自然交流拠点の景観の保全・創出 ・ 海へのビスタの確保
	②エントランスの景観 ・ 海の玄関口 ・ 空の玄関口 ・ 観光・交流軸
	③市街地の景観
	④個性豊かな「シマ」「文化」景観
(2) 都市の魅力を高める景観の保全・創出	①都市景観
	②シンボリックな都市景観の創出
(3) 景観整備・誘導	①規制・誘導策
	②協働による景観づくり

(1) 奄美らしさを演出する景観の保全・創出

①自然景観

<自然景観の保全>

- 奄美群島国立公園に指定された美しい自然、そこに住む生きものたちの豊かな個性やつながりなど生物多様性に配慮し、奄美市の特徴ある自然景観の保全を推進します。

<観光拠点・自然交流拠点の景観の保全・創出>

- 金作原原生林、マングローブ原生林、あやまる岬観光公園他、自然交流、観光交流等の拠点となる地区周辺においては、自然公園法等の土地利用規制を基本に現在の自然を維持するとともに、自然景観の保全・活用に向けた取り組みを推進します。

<海へのビスタの確保>

- 海に接する市街地・集落地については、「海と都市との一体性」を明確なものとしていくために、できる限り海へのビスタ（眺望）を確保します。

②玄関口（エントランス）の景観

<海の玄関口>

- 名瀬港兩岸の市街地と山地の調和した遠景を活用し、市街地部の建築物の景観整備、公共施設及び敷地内緑化、山地部の保全を行います。

<空の玄関口>

- 奄美空港周辺については、奄美群島国立公園をはじめ、自然景観の保全を基本としながら、これら自然と調和した整備を進めます。

<観光・交流軸>

- 各拠点を結ぶ、主要な道路沿道については、奄美へ訪れる人をもてなす景観の創出に向けて、沿道の近景・遠景を活用し、植樹による景観整備、沿道建築物の景観整備、周辺の自然や眺望の保全を行います。



<海の玄関口(名瀬港)>



<奄美の自然景観>

③市街地の景観

- 市民、外来客が都市活動、宿泊を行う中心拠点の市街地においても、市民のアイデンティティ形成、来街者の心象形成の上で景観整備を行います。
- 末広・港土地区画整理事業や歩行者ネットワークとなる回遊道路の整備が進んでいることから、奄美らしい景観を演出するシンボルロードとして、景観モデル地区を形成します。
- 文化性と娯楽性の高いコミュニティ機能を備えた魅力ある商店街の形成するため、建物のファースード（建物の正面）やサイン類のデザインコントロールにより、連続性、協調性、統一性のある商店街の形成を図ります。

④個性豊かな「シマ」「文化」景観

- 国指定史跡「赤木名城跡」について、整備活用の基本計画の策定を行い、さらに赤木名集落で、その歴史的景観を活かした特色ある街づくりを進めます。
- 国指定史跡「小湊フワガネク遺跡」について、保存管理計画を策定した後、整備活用の基本計画の策定を行い、遺跡の学術的価値を見学・学習できる環境整備等を進めます。
- 集落（シマ）の景観の保全に向けては、景観計画の策定による取り組みの他、まちなみ環境保全、文化財保護法に基づく「文化的景観」の取り組みの検討を進めます。
- その他各地域が持つ豊かな文化景観の保全を進めます。



＜小湊フワガネク遺跡＞

（２）都市の魅力を高める景観の保全・創出

①都市景観

- 都市・地域としてその魅力を高めるため、地区計画や建築協定などを活用し、地区特性に応じた景観の創出を図ります。
- 市街地を囲む自然景観の眺望や見晴らしを確保するため、大規模施設の立地制限など、建築物の規制・誘導方策を検討します。
- 市街地内の主要な幹線道路については、街路樹や花壇の整備など、緑豊かな道路景観の形成を進めます。
- 生活に身近な水辺空間については、親水空間の整備や沿道の植樹など、市民が憩いや安らぎを感じる景観の創出を進めます。

②シンボリックな都市景観の創出

- 新庁舎の建設をはじめ、地域のシンボリックな施設の整備にあたっては、景観に配慮したデザインの誘導を進めます。
- 屋外広告物の規制や表示、標識などの乱立をなくすような街なみの統一など、賑わいと良好な環境で形成された都市景観の創出を図ります。



＜奄美文化センター＞



＜奄美図書館＞

(3) 景観整備・誘導

①規制・誘導策

- 良好な景観の形成と風致を維持していくため、市街地地区では、県条例に基づいた屋外広告物の適正管理など公衆に対する危害防止に努めるとともに、農村地区においては、自然公園法等に基づき周辺の自然や歴史・文化と調和した環境の整備に努めます。
- 奄美市の個性豊かな景観を創出するため、景観法に基づく「景観計画」の策定、文化財保護法に基づく「文化的景観」の指定、景観協定等の取り組みを進めます。

②協働による景観づくり

- 「景観計画」等の策定においては、市民の意見・提言を受けるなど、協働による景観づくりを推進し、市民主体の景観づくりへつながる団体等の設立を図ります。
- 景観ワークショップ、セミナー、シンポジウムなどを開催し、景観について考える機会の充実と意識の高揚を図り、市民や事業者等との連携を強化します。
- 市民や事業者及び行政が景観形成に対する認識を高め、相互の役割を理解し、市民とともに景観形成の推進に努めます。

9. 都市防災の方針

<都市防災の基本方針>

- 自然災害の未然防止と減災の2つの視点から、ハード・ソフト両面の施策を効果的に組み合わせ、起こりうる様々な自然災害に備えます。

<戦略的まちづくりに係る都市防災の方針>

<共生定住>

- 市民の「自助・共助」を支援し、地域の防災力の向上し、安心してすみ続けられる地域づくりを進めます。

<「都市防災の方針」の体系>

体系	
(1) 総合的な防災対策	①総合的な防災対策
	②自然災害対策
(2) 都市防災対策	①防災軸としての道路網等の整備
	②防災拠点の拠点性の強化
	③災害に強い市街地の形成
	・ 建築物の不燃化・耐震化の推進 ・ 密集市街地の改善 ・ 災害に強い市街地形成
(3) 防災体制の構築	①防災活動に寄与するコミュニティの形成
	②防災活動に寄与する連携体制の構築

（１）総合的な防災対策

①総合的な防災対策

- 「奄美市地域防災計画」、想定される災害に関して総合的かつ計画的な防災行政の推進を図ります。

②自然災害対策

- 都市計画法、農地法、森林法等の土地利用に関する法令を適正に運用することにより農地・森林の保全に努め、水害・土砂災害等に対する防災機能の維持を図ります。
- 砂防指定区域や崩壊の恐れのある危険箇所、地すべり箇所、土石流発生箇所において、土砂災害防止対策を進めます。
- 治水機能の向上と浸水被害の防止・軽減を図るため、国や鹿児島県と連携しながら、河川改修事業を促進します。

（２）都市防災対策

①防災軸としての道路網等の整備

- 大規模災害発生時に備え、避難・救援・復旧作業等の陸上・海上ルートを確保するため、道路網の整備や名瀬港の耐震岸壁等の整備を促進します。
- 緊急時における避難・復旧のための交通路としての役割を担う道路については、防災に寄与する道路の体系的整備と緊急輸送路、避難路の確保を図ります。
- 緊急輸送路等に指定された沿道建築物については、「耐震改修促進計画」と連携し、建物の耐震化を進めます。
- 防災面における道路機能は、ライフライン空間、災害時の消火活動空間、防火帯としての空間として、地区道路の整備推進による消火活動困難区域の解消を図ります。
 - ライフラインとしての道路のリダンダンシー（代替性）の確保
 - 山裾部の行き止まり路の解消（ネットワーク化）
 - 日常生活の利便性向上と併せて防災軸としても機能する主要区画道路の整備
 - 防災拠点への防災軸のネットワーク形成

②防災拠点の拠点性の強化

- 防災拠点となる市役所本庁舎等の機能強化や代替機能の導入を検討します。
- 緊急避難場所となる公園・コミュニティ施設、小・中学校等の避難地の確保を図るとともに、貯水槽、食料備蓄機能、情報機能等を付加しながら、防災拠点としての機能を高めるとともに避難場所の体系的な確保に努めます。
- 公園については、緊急時の避難場所、救援活動の場、火災に対する防火帯空間として、植樹や広場の整備、防火水槽の設置等に努めます。

③災害に強い市街地の形成

＜建築物の不燃化・耐震化の促進＞

- 耐震改修促進計画の策定とその運用により、公共施設の耐震・補強を強め、地震に強い施設整備を進めます。
- 民間施設や一般住宅についても、耐震化の必要性について普及、啓発に努め、耐震化に向けた支援を推進し、都市防災能力の強化を進めます。

＜密集市街地の改善＞

- 重点密集市街地に指定されている地区およびその周辺地区については、地震・火災による災害を低減・防止するため、防災に対する啓発を行い、安全な市街地形成に向けた取組みを支援します。また、地域の実情に応じて、面整備等の検討を進めます。
- その他、建築物が密集する市街地・集落においては、火災の延焼防止、生活に身近な道路や公園と一体となった市街地の改善方策を検討し、災害に強いまちづくりに努めます。

＜災害に強い市街地形成＞

- 山裾地区等の土砂災害危険区域では、県と連携し防災対策工事を進める他、災害危険個所における市街化の抑制やがけ地近接住宅等移転事業等の促進に努めます。

（３）防災体制の構築

①防災活動に寄与するコミュニティの形成

- 日常時の防災活動や災害時の救済活動をより円滑なものとするために、地域単位のコミュニティ活動の維持・形成を支援します。

②防災活動に寄与する連携体制の構築

- 災害時における市民への情報提供や関係機関等との迅速かつ的確な相互連絡を行うため、地元FM・テレビ放送等との連携及び情報収集伝達体制の確立に努めます。

10. 都市の魅力向上

＜都市の魅力向上の基本方針＞

- 奄美市の都市・地域ブランドの構築をめざし、「おもてなし」を基本姿勢として、市民と行政との連携・協働により都市・地域の魅力向上に取り組みます。
- 誰もが、住み慣れた地域で生きがいと誇りを持って暮らせるまちづくりを基本として、人にやさしいまちづくりの実現を図ります。

＜戦略的まちづくりに係る都市防災の方針＞

＜観光交流＞

- 奄美市へ訪れる人をもてなす、魅力的な都市環境の創出を図ります。

＜共生定住＞

- 水・緑・文化を取り込んだゆとりとうるおいある都市環境の創出を図ります。

＜「都市の魅力向上」の体系＞

体系	
(1) 水と緑を身近に感じる都市環境の形成	①海辺を生かした取り組みの推進
	②緑を生かした取り組みの推進
	③水と緑のネットワークの形成
(2) 快適な都市環境の形成	①みんなにやさしいまちづくり
	②ユニバーサルデザインに配慮したまちづくり
	③防犯まちづくり
(3) ICT を活用した都市の魅力の創出	—

（１）水と緑を身近に感じる都市環境の形成

①海辺を生かした取り組みの推進

- 親水空間の整備など、水を身近に感じることのできる環境づくりに取り組みます。

②緑を生かした取り組みの推進

- 緑に囲まれた市街地・集落環境を生かし、身近な森林などの自然にふれることのできる都市環境の形成を進めます。

③水と緑のネットワークの形成

- 親水空間、緑豊かな歩行者空間の整備を進め、水と緑にふれることのできる安全で快適な歩行者空間ネットワークの形成を図ります。

（２）快適な都市環境の形成

①みんなにやさしいまちづくり

- 歩行者の安全性を確保するため、車から人へ、子ども・高齢者・障がい者ほか、みんなにやさしいまちづくりを推進します。

②ユニバーサルデザインに配慮したまちづくり

- 公共施設・建築物のバリアフリー化、移動しやすい都市環境の形成など、ユニバーサルデザインに配慮したまちづくりを推進します。

③防犯まちづくり

- 道路や公園などの公共施設において、暗がりの解消や見通しの確保などに取り組みます。
- 市民や事業者が主体となって、地域の防犯性、安全・安心を高める環境整備を支援します。

（３）ICT を活用した都市の魅力の創出

- 新たな面整備において地域レベルでエネルギーの利用効率を高める「スマートコミュニティ」の取り組み、買い物等の生活不便地域において自動運転サービスを導入、また情報産業と連携した観光情報の発信など、ICT（※）を活用した効率的な都市づくりや観光振興など、都市の魅力の創出を進めます。

※ICT：Information and Communication Technology の略。情報通信技術のこと。同義語として IT がある。

1 1. 環境保全の方針

＜環境保全の基本方針＞

- 奄美市の恵まれた自然環境を未来へ受け継いで行きます。
- 自然の魅力が最大限に活かされるような活用を図り、人と自然、都市と自然が継続的に共生できる地域環境の形成を図ります。

＜戦略的まちづくりに係る環境保全の方針＞

＜観光交流＞

- 世界自然遺産の魅力を守り、育て、世界へ発信していくことで、観光の振興、人と自然の交流を展開します。

＜共生定住＞

- 環境負荷の少ない都市をめざし、市民と行政との協働により、自然共生型の都市づくりに向けた取組を総合的に進めていきます。

＜「環境保全の方針」の体系＞

体系	
(1) 自然環境の保全・活用	①自然環境の保全
	②自然環境の活用
(2) 都市と自然の共生	①港湾・海浜空間
	②山地
	③河川
(3) 環境にやさしいまちづくり	①低炭素都市づくりの推進
	②省エネルギー・情報技術の活用

（１）自然環境の保全・活用

①自然環境の保全

- 奄美群島国立公園に指定された美しい自然、そこに住む生きものたちの豊かな個性やつながりなど生物多様性に配慮し、奄美市の特徴ある自然環境を保全します。（再掲）
- 海辺、海浜空間や緑豊かな山地は、生物多様性や将来受け継ぐべき「奄美らしさ」として、保全・活用を進めます。
- 河川については、治水、利水機能を果たすとともに、多くの動植物、生物の生息地であることから、優れた自然環境として整備を進めます。



＜海辺空間＞



＜ガジュマル＞

②自然環境の活用

- 金作原原生林、マングローブ原生林、あやまる岬観光公園他、自然交流、観光交流等の拠点となる地区周辺においては、自然公園法等の土地利用規制を基本に現在の自然を維持するとともに、自然景観の保全・活用に向けた取り組みを推進します。（再掲）



＜マングローブ原生林＞

（２）都市と自然の共生

①港湾・海浜空間

- 都市・地域と接する港湾・漁港空間については、前述の土地利用方針等を基本として、都市・地域の発展や観光・交流の促進に向けた土地利用を図るとともに、親水空間や景観に配慮した都市空間を創出します。
- 集落と一体となった海浜空間等については、名瀬らしい集落景観として保全します。（朝仁海岸）



＜名瀬港地区の遊歩道＞

②山地

- 都市計画道路や都市軸となる各種道路、また都市施設の整備が位置付けられている地区については、自然環境に配慮し整備を進めます。
- 都市・地域と近接する山地等は、まちに潤いをもたらす緑の空間として保全します。
- おがみ山については、都市環境と自然環境の接点のモデルとして将来的にも積極的に保全・活用を図ります。

③河川

- 奄美地方では、古来より河川は聖泉「神の川」として崇められ、生活においてもかけがえないの存在でありました。現在も、河川は都市・地域に潤いを与え、人と自然が触れ合える場となるため、良好な自然環境、景観を保全するなど親水空間の整備を進めます。

(3) 環境にやさしいまちづくり

①低炭素都市づくりの推進

- エネルギー消費に伴う二酸化炭素排出量を削減するため、低炭素まちづくりに配慮し、都市構造の転換、都市機能の集約、エネルギー利用の効率化、公共交通の利用促進などの取組を総合的に進めます。
- 車利用を軽減する徒歩、自転車利用により都市生活が可能な都市施設整備及びコンパクトで都心機能が集積した中心拠点の市街地形成を進めます。

②省エネルギー・情報技術の活用

- 一定規模以上の市街地整備事業を進める地区においては、街区・地区レベルでのエネルギーの相互活用をはじめ、低炭素型まちづくりの取組を進めます。
- ICT等の最先端技術を活用して地域レベルでエネルギーの利用効率を高める「スマートコミュニティ」の取組を先導的に進めます。
- 太陽光発電や太陽熱温水器などの自然エネルギーを活用する住宅設備、省エネルギー機器への買い替えなど、環境負荷を低減する身近な取組を推進します。

12. 都市マネジメントの方針

＜都市マネジメントの基本方針＞

- 都市・地域の持続可能性を高めるため、コンパクトなまちづくりの推進や効率的・効果的な施設の整備、管理、更新等を進めます。

＜戦略的まちづくりに係る都市マネジメントの方針＞

＜観光交流＞

- コンパクトなまちづくりに向けて、効率的な土地利用や公共交通ネットワークの形成を進めます。

＜活力賑わい＞

- 民間との連携により、施設の整備、運営を推進するなど、効率的で魅力ある都市の形成を目指します。

＜共生定住＞

- 将来の財政負担を軽減・平準化していくために、既存施設の有効活用や長寿命化、また施設の統廃合など、総合的・長期的な視点で施設のマネジメントを進めます。

＜「都市マネジメントの方針」の体系＞

体系	
(1) コンパクトなまちづくりの推進	—
(2) 効率的・効果的な施設のマネジメント	—
(3) 民間等との連携推進	—

（１）コンパクトなまちづくりの推進

- 第２章都市づくりの基本構想に示す“「選択と集中」「開発と保全」など、計画的な土地利用”の考えを基本に、市街地の拡大抑制、生活利便性の高い持続可能な都市構造の構築や土地の有効活用など、コンパクトなまちづくりを推進します。
- コンパクトなまちづくりの推進にあたっては、地域公共交通と連携しながら、生活利便性を確保する拠点とネットワークの形成の他、土地利用の適正化を進めます。

（２）効率的・効果的な施設のマネジメント

- 施設の老朽化の進行や財政制約が深刻化する中で、公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進していくため、「保有総量の縮小による将来更新負担額の軽減」「長寿命化の推進によるライフサイクルコスト※の軽減」「施設管理の効率化によるコスト縮減」を推進します。
- 新たな都市施設を整備するにあっても、奄美市都市計画マスタープランに位置づける都市構造の拠点へ誘導することを基本に、施設の複合化、機能の高度化を進め、効率的な運営・管理を進めるとともに、地域の生活利便性の維持・確保を進めます。

（３）民間等との連携推進

- 新たな都市施設を整備や施設の維持を進めるにあたって、民間委託の推進や指定管理者制度の導入などの民間ノウハウを活用する取組みを推進しつつ、PFI*/PPP*など、民間の資本、経営能力及び技術力を活用した施設管理の効率化やサービスの向上等について検討を行います。
- 既成市街地の再編、空き家・空き地の有効活用、また公園をはじめとした公共空間を有効に活用していくため、地域をマネジメントする主体の確立やこれら主体を中心としたエリアマネジメントの取り組みの推進など、各主体との連携によるまちづくりを推進します。

※ライフサイクルコスト：施設整備時の設計費・建設費等の初期投資費用、施設の運用開始から発生する光熱水費・保全費等の維持管理費用、改修のための修繕費や解体処分のための解体費用等、施設の一生に必要な費用のこと。

※PFI(Private Finance Initiative)：公共工事や公共施設の設計や維持管理及び運営に、民間の資金とノウハウを活用し、公共サービスの提供を民間主導で行うことで、効率的かつ効果的な公共サービスの提供を図ること。

※PPP(Public-Private Partnership)：行政と民間が連携して公共サービスを行うこと。

